

第3期

五條市子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年 3月

五條市

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	2
4.	住民の意見の反映と情報公開	3
第2章	五條市における現状	4
1.	子ども・子育てを取り巻く状況	4
2.	教育・保育の状況	14
3.	アンケート調査結果	15
4.	五條高等学校生とのワークショップ	44
5.	第3期計画策定に向けた視点	46
第3章	基本理念と施策体系	48
1.	第3期計画の基本理念	48
2.	計画の基本目標	49
3.	施策体系	50
第4章	施策の展開	51
1.	安心して子育てできる環境づくり	51
2.	次世代を築く環境づくり	60
3.	子どもが健やかに、たくましく育つ環境づくり	63
第5章	子育て支援事業の 利用見込みと確保の内容	69
1.	教育・保育提供区域の設定	69
2.	就学前児童への教育・保育事業	69
3.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	72
4.	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	82

第6章	計画の推進体制.....	83
1.	子ども・子育て会議の開催.....	83
2.	庁内体制の整備.....	83
3.	地域における取組や活動の連携.....	83
4.	PDCA サイクルによる検証.....	83
資料		84
1.	子育て支援に関する五條市の特色ある事業.....	84
2.	五條市子ども・子育て会議条例.....	85
3.	五條市子ども・子育て会議 委員名簿.....	87
4.	計画策定の経緯.....	89



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

五條市ではこれまで、「五條市子ども・子育て支援事業計画」、「第2期五條市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、教育・保育の量の見込みを定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援の体制整備と子育て世帯への様々な施策を展開してきました。

しかし、共働き世帯や核家族世帯の増加、地縁の希薄化等により、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、子育て世帯への支援の強化が求められている現状があります。

また、国では令和3（2021）年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、子どもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和5（2023）年4月には、こども基本法の施行、及びこども家庭庁の創設がされ、さらに同年12月にはこども大綱の閣議決定により、子ども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。さらに、子ども・子育て支援法や児童福祉法が改正され、こども家庭庁を司令塔とした新体制のもと、こども誰でも通園制度等の新事業の創設や児童手当の拡充など、子どもの育ちをめぐる支援が包括的に進められています。

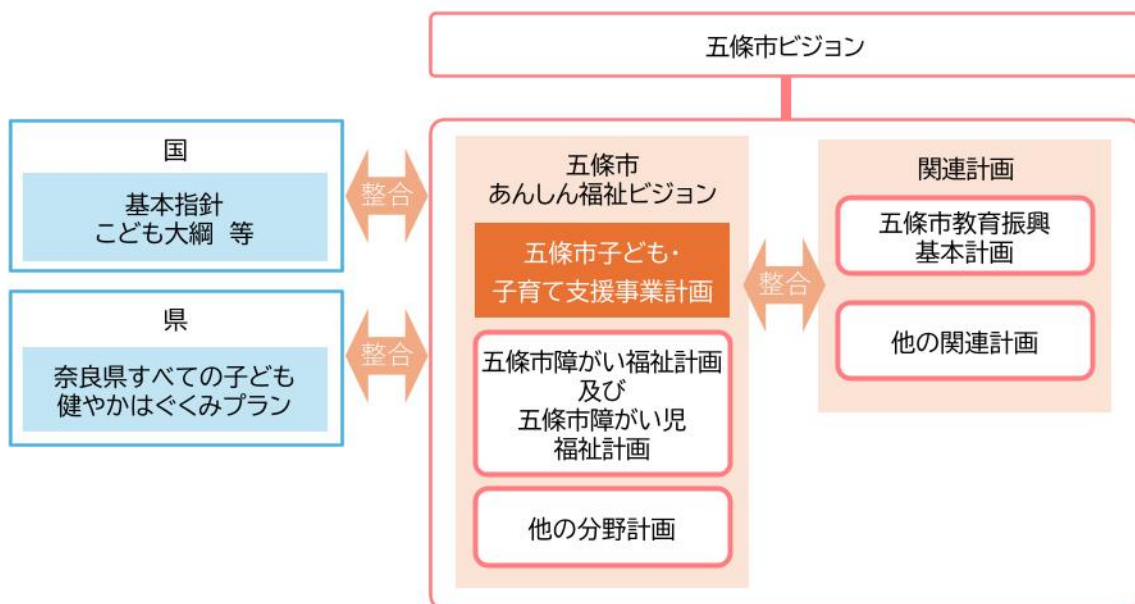
本市においても、新たな制度のもと、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会」を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援施策を進めることが必要となっています。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質の確保、子育て支援事業のさらなる充実、子どもが健やかにたくましく成長できる環境整備を目指し、第2期計画の理念を引き継いだ「第3期五條市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、上位計画や関連計画と整合性の図られた内容とします。

また、策定にあたっては、国の基本指針や奈良県の関連計画に示される方向性を踏まえるとともに、本市の総合的な方向性を示す「五條市ビジョン」や、福祉関連計画との整合性を図ります。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、子ども・子育て支援会議等で審議を経て、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

年度	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
五條市		第2期 五條市 子ども・子育て支援事業計画					第3期 五條市 子ども・子育て支援事業計画					
奈良県		奈良県すべての子ども すこやかはぐくみプラン					奈良県こどもまんなか未来戦略					

4. 住民の意見の反映と情報公開

(1) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議は、関係機関や各種団体の代表等で構成されています。会議を通し、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接関わることができる仕組みです。本計画の策定にあたっては、会議において計画内容等に関する意見を求めました。

(2) アンケート調査の実施

本市の子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な情報を得るため、市民ニーズの現状分析や子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート調査を実施しました。

(3) 高校生ワークショップの実施

五條市子育て支援センターにおいて、高校生が子どもと触れ合う交流会を開催するとともに、高校生の意見を聴く機会を設けました。

(4) パブリックコメントの実施

計画案をホームページ等で公表するパブリックコメント（住民からの意見募集）を行い、広く情報公開するとともに、市民の意見や要望を計画に反映して策定しました。

第2章 五條市における現状

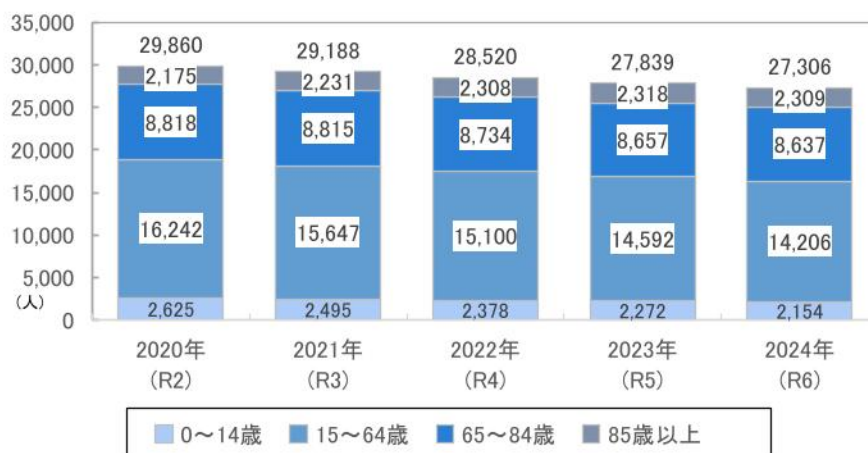
1. 子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 近年の人口の推移と割合

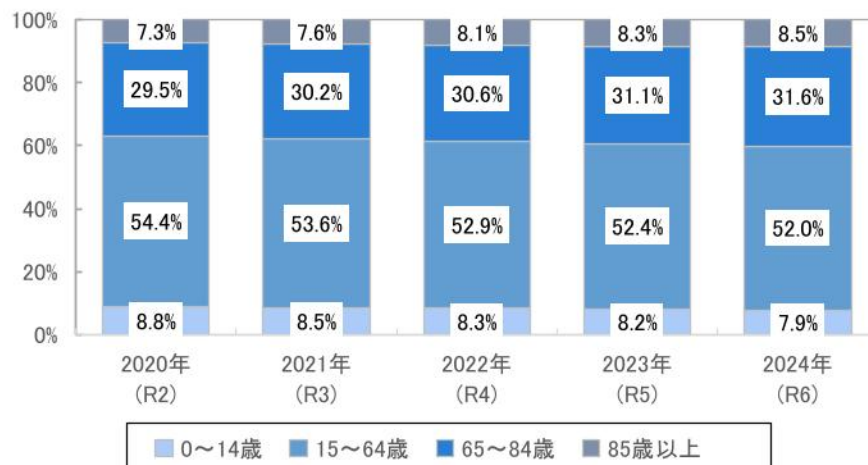
① 人口と人口の割合の推移

高齢者人口（65歳以上）は令和3（2021）年まで増加していましたが、令和4（2022）年以降は減少に転じています。また、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口ではさらに大きく減少しているため、総人口に占める高齢者人口の割合が高くなり、少子高齢化が年々進んでいます。

□ 人口の推移



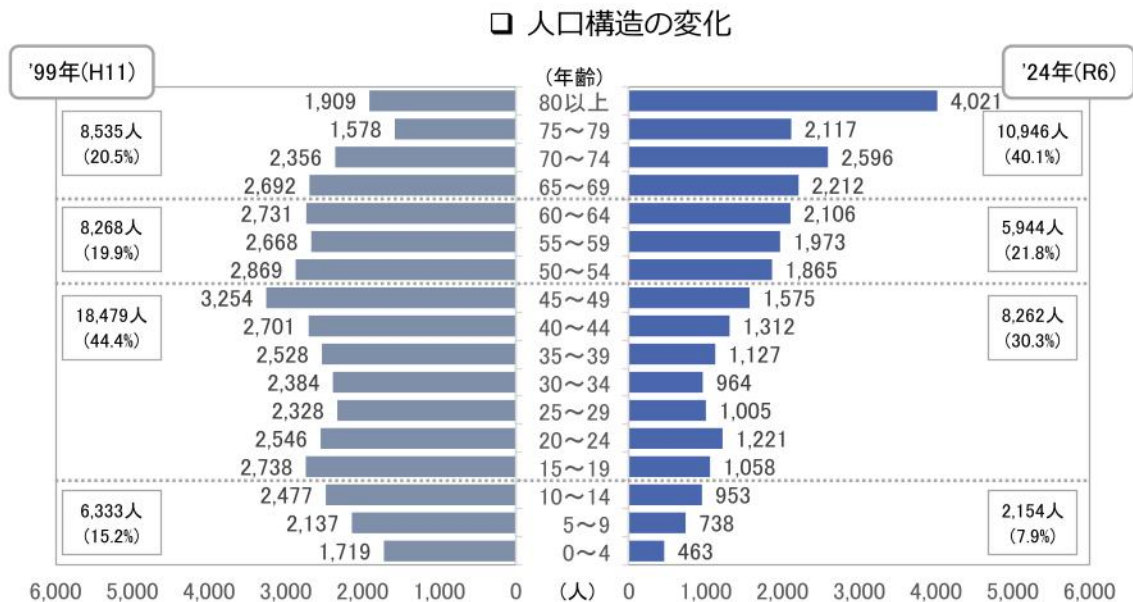
□ 人口の割合の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

② 人口構造

平成 11 (1999) 年と令和 6 (2024) 年の人口ピラミッドを比較すると、高齢者人口 (65 歳以上) の割合が大幅に増加している一方、年少人口 (15 歳未満) の割合は減少し、少子高齢化が進行しています。



出典：
平成 11 (1999) 年…総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
令和 6 (2024) 年…住民基本台帳 (4月1日)

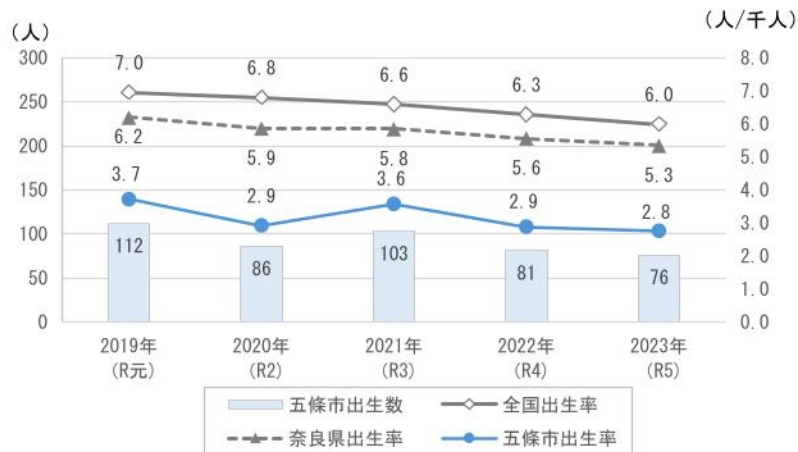
(2) 人口動態

① 出生の状況

出生率の推移をみると、全国、奈良県、本市ともにおおむね低下傾向がみられますが、本市では全国や奈良県に比べて低い値で推移しています。

合計特殊出生率は、県内市町でも低い値となっています。

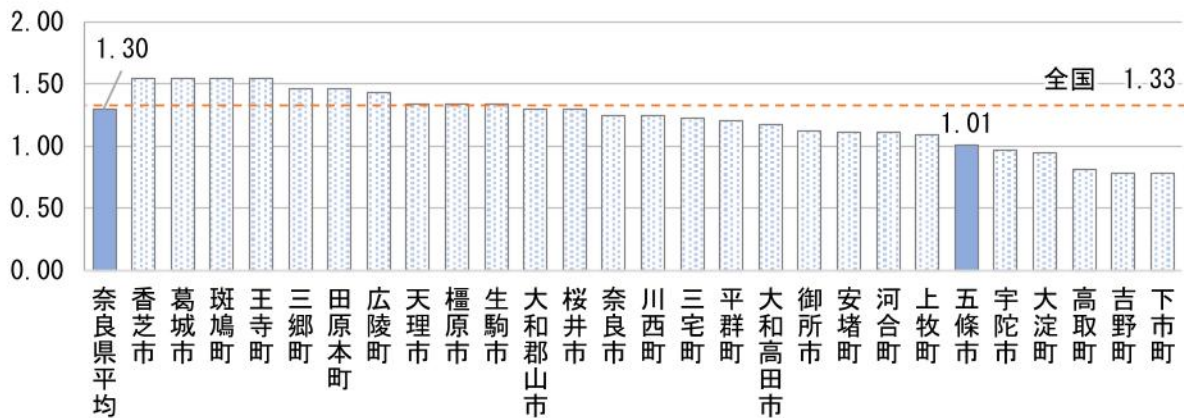
□ 出生率の推移



出典：総務省「住民基本台帳」

※各年の出生数を翌年1月1日の総人口で除して算出

□ 合計特殊出生率の県内市町比較



出典：厚生労働省「人口動態特殊報告」(平成30(2018)年から令和4(2022)年の値)

② 自然動態と社会動態

出生数から死亡数を差し引いた自然増減はマイナスであり、令和3(2021)年までは350人程度、令和4(2022)年には400人を超える人口減となっています。

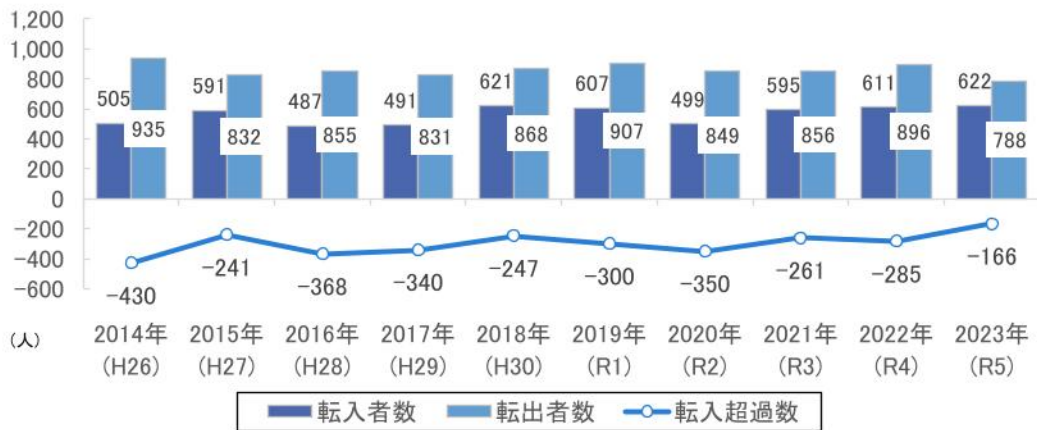
また、転入数から転出数を差し引いた社会増減もマイナスが続いていますが、令和2(2020)年以降は転入が増加傾向となり、マイナス幅は小さくなってきています。

□ 自然動態の推移



出典：人口動態調査

□ 社会動態の推移



出典：住民基本台帳人口移動報告

(3) 婚姻の状況

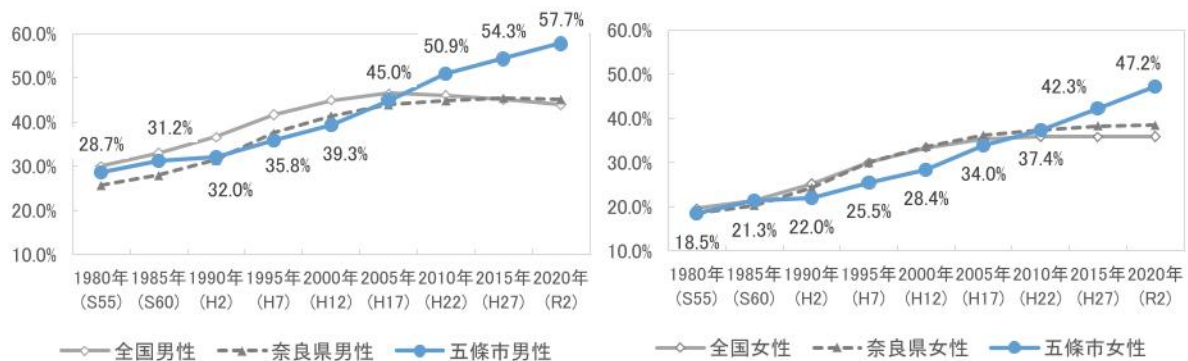
20～49 歳の未婚率は男女とも増加し続けており、令和2(2020)年では、男性は 57.7%、女性は 47.2%となっています。

全国や奈良県と比較すると、平成 17(2015)年ごろまでは、全国や奈良県と同程度かやや低い値で同様の推移を続けていました。平成 22(2010)年以降は、全国・奈良県が横ばい傾向に転じたのに対し、本市の未婚率は伸び続けています。

□ 未婚率（20～49 歳）の推移

【男性】

【女性】



出典：国勢調査

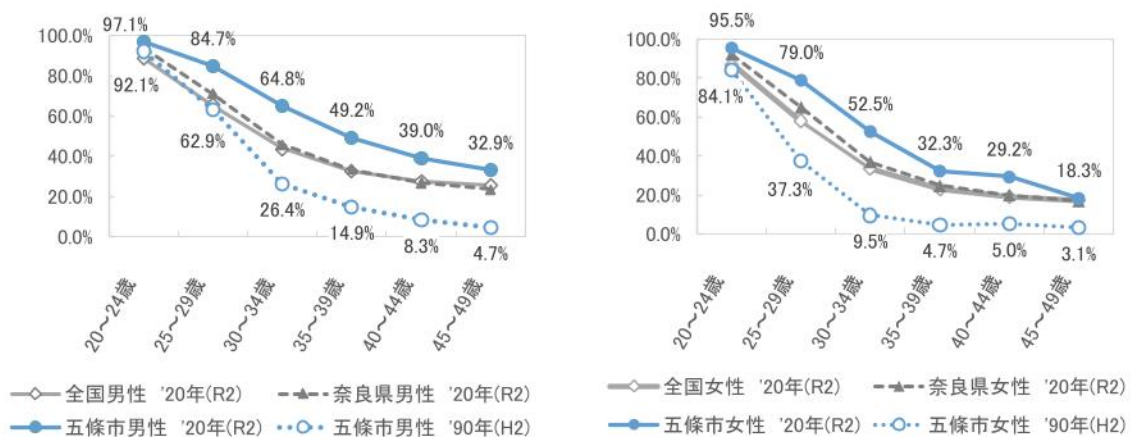
性年齢区分別の未婚率について、平成2(1990)年と令和2(2020)年と比較すると、いずれの区分においても未婚率が増加しています。

全国や奈良県と比較すると、45～49 歳では差が小さいですが、25～29 歳や 30～34 歳などの若い年代で差が大きいことから、本市では全国や奈良県と比較して晩婚化が進んでいると考えられます。

□ 性年齢区分別の未婚率の比較

【男性】

【女性】

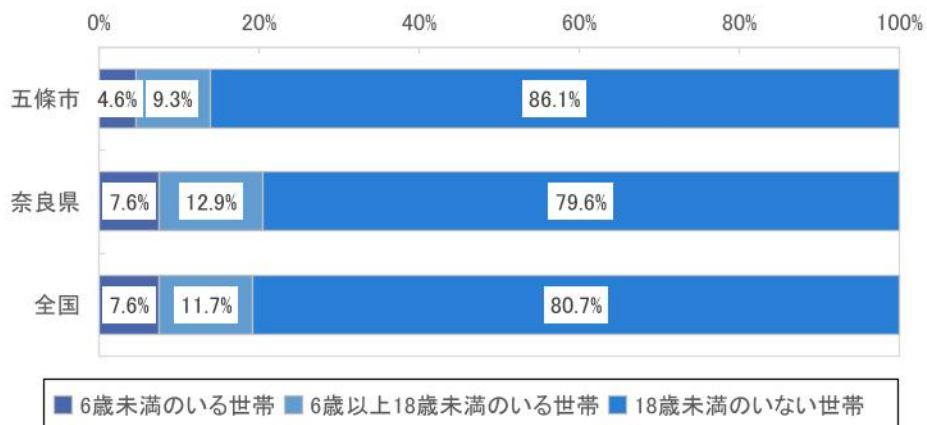


出典：国勢調査（平成2（1990）年、令和2（2020）年）

(4) 子どものいる世帯等の状況

本市の一般世帯 10,873 世帯のうち、6歳未満児のいる世帯は 496 世帯 (4.6%)、6歳以上、18 歳未満の児童のいる世帯は 1,010 世帯 (9.3%) で、全国平均や県平均より子どものいる世帯の比率は低くなっています。また、18 歳未満のいる世帯のうち、ひとり親世帯は 99 世帯となっています。

□ 子どものいる一般世帯 (令和 2 (2020) 年)

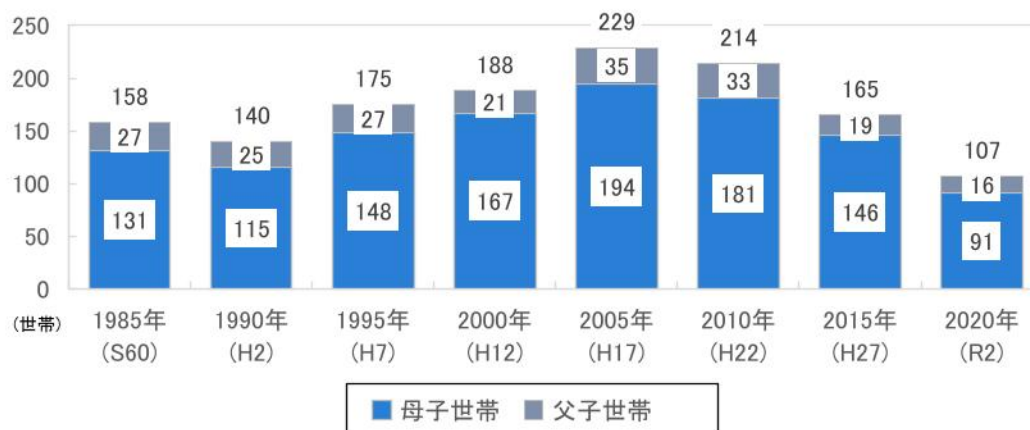


	総世帯数	6歳未満のいる世帯	6歳以上18歳未満のいる世帯	18歳未満のいない世帯	6歳未満のいる世帯	6歳以上18歳未満のいる世帯	18歳未満のいない世帯
総世帯数	10,873	496	1,010	9,367	4.6%	9.3%	86.1%
核家族世帯	5,936	331	716	4,889	5.6%	12.1%	82.4%
ひとり親世帯	107	12	87	8	11.2%	81.3%	7.5%

出典：国勢調査 (令和 2 (2020) 年)

ひとり親世帯数(母子世帯・父子世帯)は、平成 17 (2005) 年の 229 世帯をピークに減少に転じ、令和 2 (2020) 年では 107 世帯となっています。

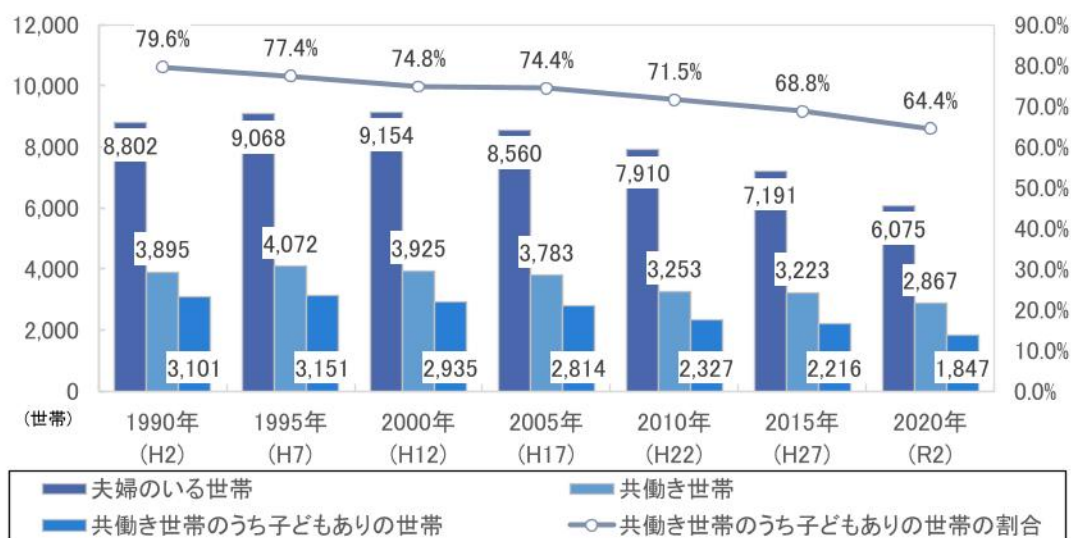
□ ひとり親世帯数の推移



出典：国勢調査

共働き世帯数の推移をみると、平成 7 (1995) 年以降おおむね減少傾向となっています。共働き世帯のうち子どものいる世帯の割合は低下傾向となっており、令和 2 (2020) 年では 64.4% (1,847 世帯) となっています。

□ 共働き世帯の状況の推移



出典：国勢調査

(5) 女性の就業状況

女性の就業率（15歳以上の人口に対する就業者の割合）をみると平成2（1990）年時点では25～34歳の区分において（結婚や出産などを理由に）就業率が低下するいわゆる「M字曲線」状の就業率となっていました。令和2（2020）年では、ほぼすべての年齢区分において働く女性の割合が増えており、M字曲線が緩やかになっています。

□ 女性の就業率：令和2（2020）年と平成2（1990）年の比較

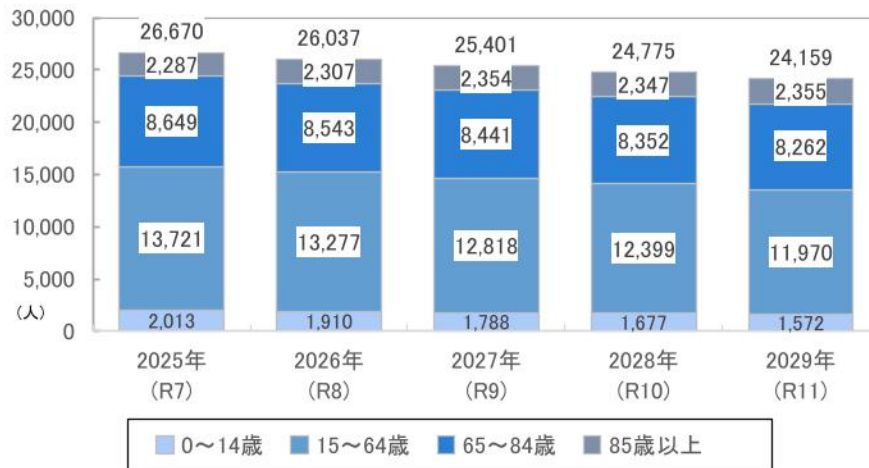


出典：国勢調査（平成2（1990）年、令和2（2020）年）

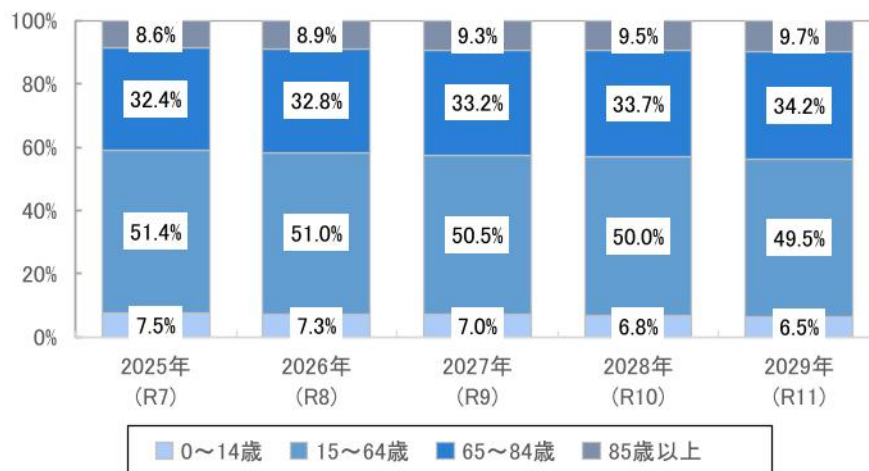
(6) 人口の推計

総人口は減少を続け、少子高齢化も進行すると考えられます。令和 11 (2029) 年には、0～14 歳人口は 1,572 人、総人口に占める割合は 6.5%になる推計となっています。

□ 人口の推計



□ 人口の割合の推計

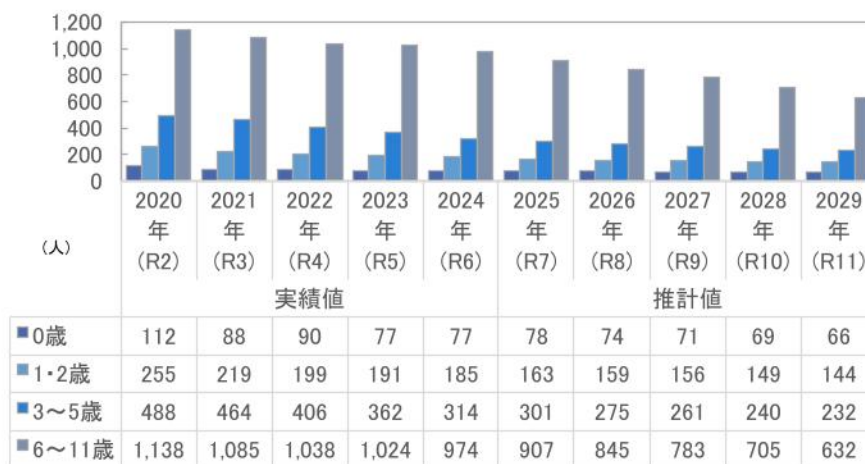


出典：実績値（住民基本台帳）を基に、コーホート変化率法による推計
（各年4月1日時点）

(7) 子どもの人口推計

総人口と同様に、子どもの人口も減少傾向が続くと見込まれ、第3期事業計画の計画期間の最終年である令和11(2029)年においては0～11歳の人口が1,100人を下回ると見込まれます。将来的にバランスのとれた社会を維持するため、子ども・子育て支援施策に引き続き注力します。

□ 子どもの人口推移・推計



単位：人

	実績値					推計値				
	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
0～11歳	1,993	1,856	1,733	1,654	1,550	1,449	1,353	1,271	1,163	1,074
0歳	112	88	90	77	77	78	74	71	69	66
1歳	110	110	89	99	84	79	80	76	73	71
2歳	145	109	110	92	101	84	79	80	76	73
3歳	152	140	111	108	92	100	83	78	79	75
4歳	174	152	143	111	109	92	100	83	78	79
5歳	162	172	152	143	113	109	92	100	83	78
0～5歳	855	771	695	630	576	542	508	488	458	442
6歳	163	159	171	154	139	112	108	91	99	82
7歳	180	163	157	175	156	140	113	109	91	99
8歳	191	181	165	157	177	156	140	113	109	91
9歳	173	188	180	170	153	176	155	139	112	109
10歳	222	175	187	180	170	153	176	155	139	112
11歳	209	219	178	188	179	170	153	176	155	139
6～11歳	1,138	1,085	1,038	1,024	974	907	845	783	705	632

出典：実績値…住民基本台帳

推計値…コーホート変化率法による推計（各年4月1日時点）

2. 教育・保育の状況

(1) 幼児教育・保育事業の状況

□ 認定こども園一覧（令和6（2024）年4月時点）

公・私	名称	入所年齢	定員（人）	在籍児童数（人）
公	五條市立みらいこども園	7か月～	200	139
	五條市立ゆめこども園		100	61
	五條市立きぼうこども園		80	49
私	ちべん保育園	7か月～	105	95
	なかよしこども園	6か月～	120	106

※五條市内の園に在籍する児童数（市外からの通園児を含む）

(2) 学童保育の状況

□ 学童保育一覧（令和6（2024）年4月時点）

公・私	名称	定員（人）	登録数（人）	利用実績（人）
公	牧野学童保育所	70	60	54
	五條南学童保育所	40	26	21
	北宇智学童保育所	30	37	30
	宇智学童保育所	30	39	28
	五條学童保育所	40	35	27
私	ちべん保育園学童保育所（ほほえみクラブ）	60	91	61
	なかよしこども園学童保育所	70	75	65

※五條市内の学童保育所に在籍する児童数

(3) 小・中学校の状況

□ 小・中学校一覧（令和6（2024）年5月1日時点）

公・私	小学校名	児童数（人）	公・私	中学校名	生徒数（人）
公	五條小学校	158	公	五條中学校	200
公	牧野小学校	364	公	五條東中学校	152
公	五條東小学校	239	公	五條西中学校	183
公	五條南小学校	204	私	智辯学園中学校	38

※公立学校は、五條市内の学校に在籍する児童・生徒数
私立学校は、在籍生徒数のうち、五條市民の生徒数

3. アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 実施の概要

調査名	対象者	実施期間	実施方法
子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者用）	市内の就学前児童が属する世帯の保護者（全件調査）	令和6年 2月20日（火） ～ 令和6年 3月8日（金）	幼稚園等を通じて配布、一部郵送配布、郵送回収 WEB アンケートを併用
子育て支援に関するニーズ調査（小学生児童の保護者用）	市内の小学生児童が属する世帯の保護者（全件調査）		小学校等を通じて配布、一部郵送配布、郵送回収 WEB アンケートを併用
子育て支援に関するアンケート調査（中学生・高校生本人用）	市内の中学生、高校生が属する世帯の保護者（全件調査）		中学生：中学校を通じて配布 高校生：郵送配布 郵送回収 WEB アンケートを併用
子育て支援に関するアンケート調査（中学生・高校生の保護者）	市内に住む中学生、高校生本人（全件調査）		郵送配布、郵送回収 WEB アンケートを併用

② 有効回答件数及び回答率

調査名	配布数	回収数	有効回答率
子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者用）	503 件	255 件	50.7%
		うち WEB 回答 70 件	WEB 回答割合 27.5%
子育て支援に関するニーズ調査（小学生児童の保護者用）	745 件	346 件	46.4%
		うち WEB 回答 108 件	WEB 回答割合 31.2%
子育て支援に関するアンケート調査（中学生・高校生本人用）	1,269 件	285 件	22.5%
		うち WEB 回答 110 件	WEB 回答割合 38.6%
子育て支援に関するアンケート調査（中学生・高校生の保護者）	916 件	380 件	41.5%
		うち WEB 回答 113 件	WEB 回答割合 29.7%

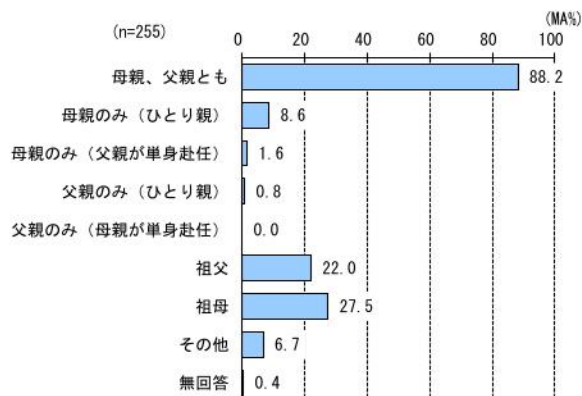
(2) 結果概要

① 子どもと家族の状況について

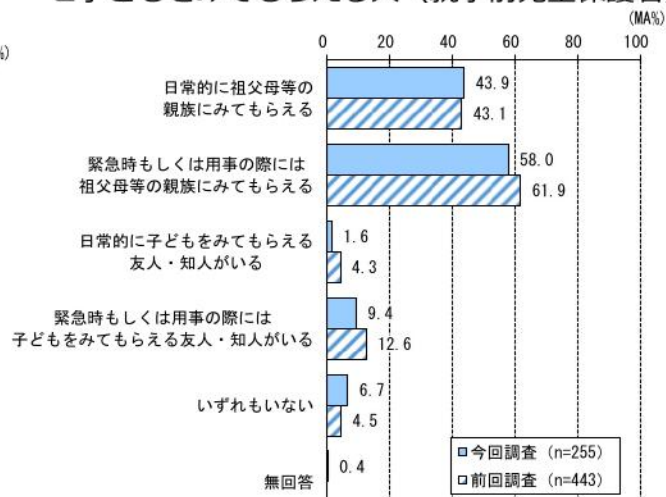
同居家族や子どもをみてもらえる親族・知人の有無

- 「母親のみ（ひとり親）」「父親のみ（ひとり親）」を合わせた“ひとり親”は、就学前児童保護者、小学生保護者とともに約1割となっています。
- 緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる相手は、就学前児童保護者、小学生児童保護者、中高生保護者のいずれにおいても、祖父母等の親族が6割程度、友人・知人が1割程度となっています。
- 子どもをみてもらえる人がいないという回答はいずれの調査においても1割程度みられ、調査対象の子どもの年齢が上がるほど高くなっています。また、就学前児童保護者、小学生保護者においては、前回調査に比べて高くなっています。

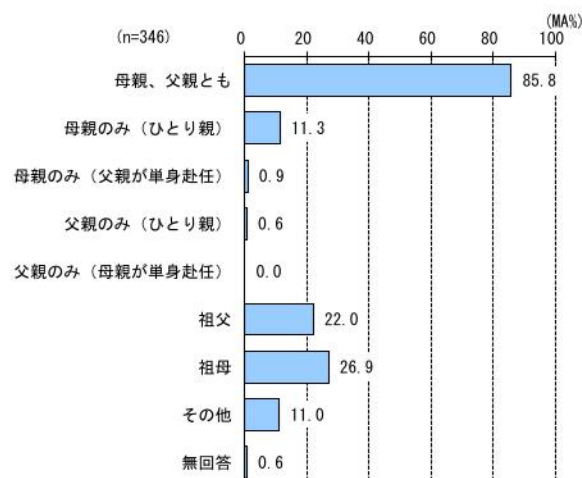
□ 同居・近居家族



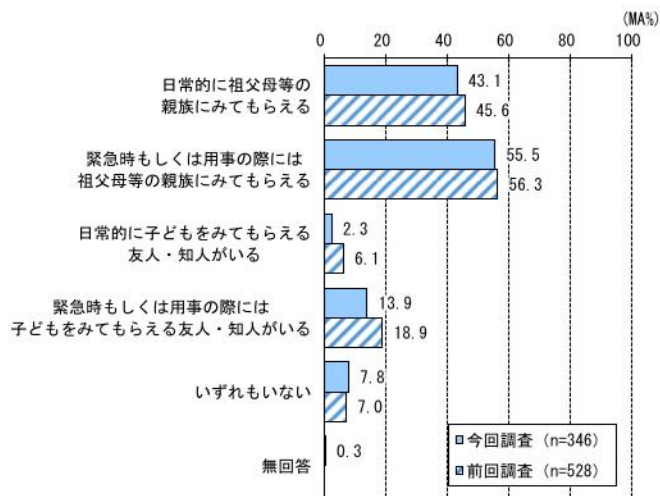
□ 子どもをみてもらえる人（就学前児童保護者）



□ 同居・近居家族



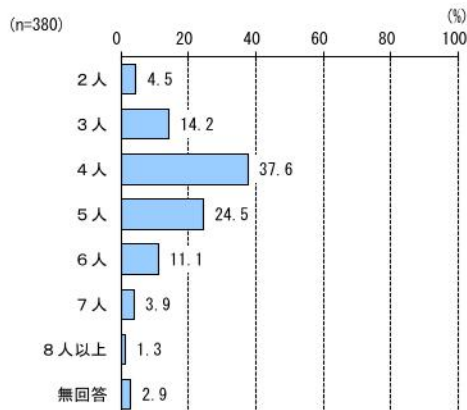
□ 子どもをみてもらえる人（小学生保護者）



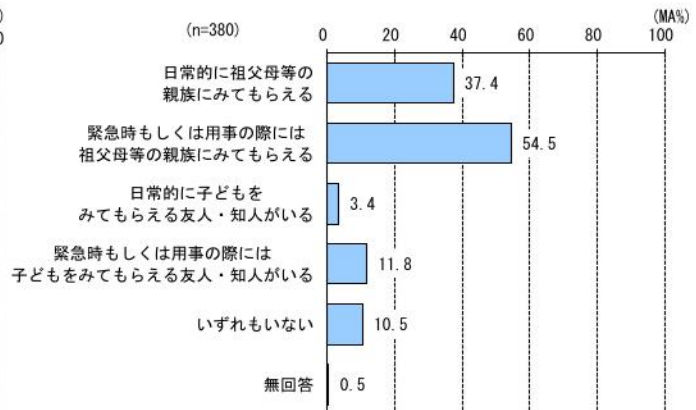
※「前回調査」とは、平成 30（2018）年度に行ったニーズ調査の結果を指す（以下同様）。

※（MA%）とは、複数回答の設問を示す。

□ 家族の人数※



□ 子どもをみてもらえる人（中高生保護者）



※中学生保護者向け調査では、家族構成の設問はなく、家族人数のみ質問。

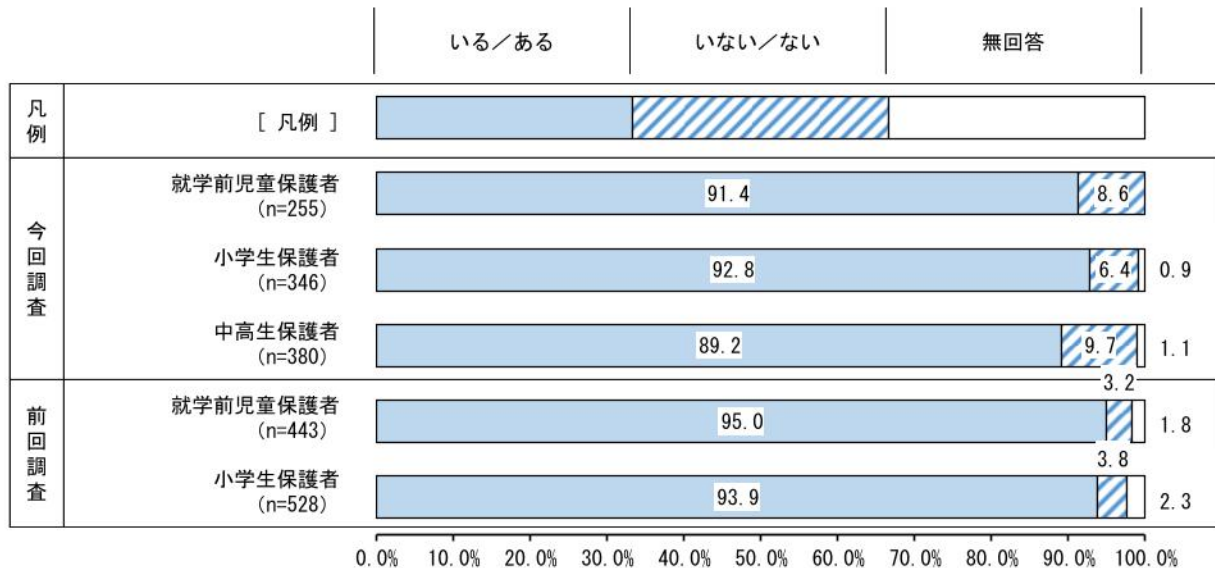
※（MA%）とは、複数回答の設問を示す。

子育てをする上での気軽な相談先の有無と相談先

○ いずれの調査においても、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所がある人が約9割、ない人が約1割となっています。

○ 前回調査に比べると、就学前児童保護者、小学生保護者では、相談できる人や場所がない人の割合が高くなっています。

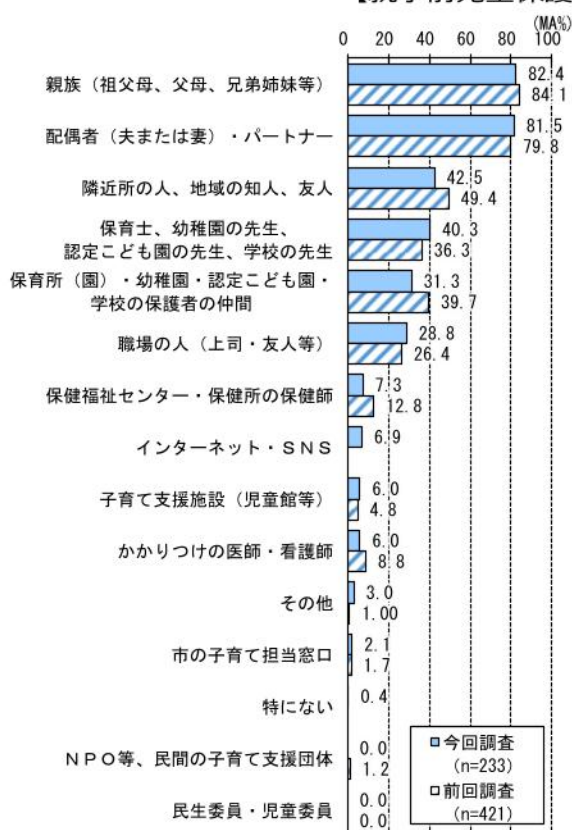
□ 子育てをする上で気軽に相談できる人や場所があるか



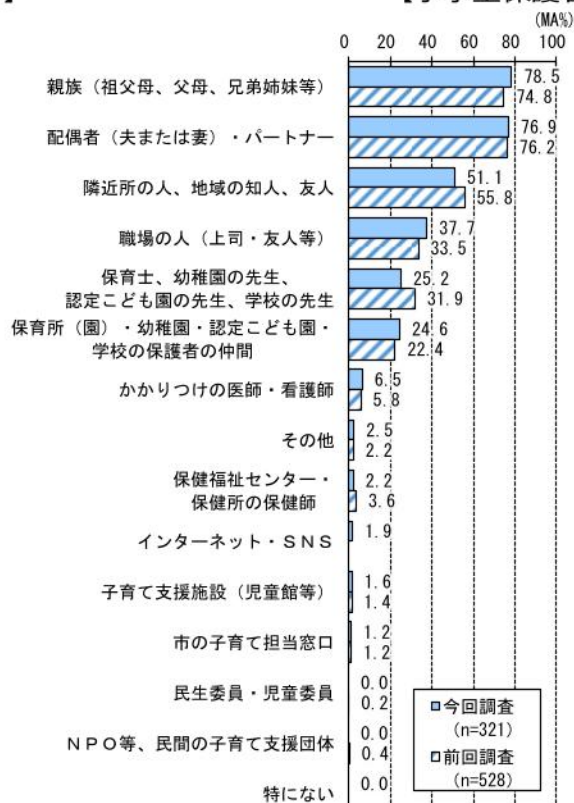
- いずれの調査においても、子育てに関する相談先では、「親族（祖父母、父母、兄弟姉妹等）」が最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）・パートナー」も7割を超え高くなっています。
- 「隣近所の人、地域の知人、友人」も4割から5割と比較的高くなっています。また、こども園や学校等の先生、こども園や学校の保護者の仲間も3割から4割程度みられます。

子育てに関する相談先

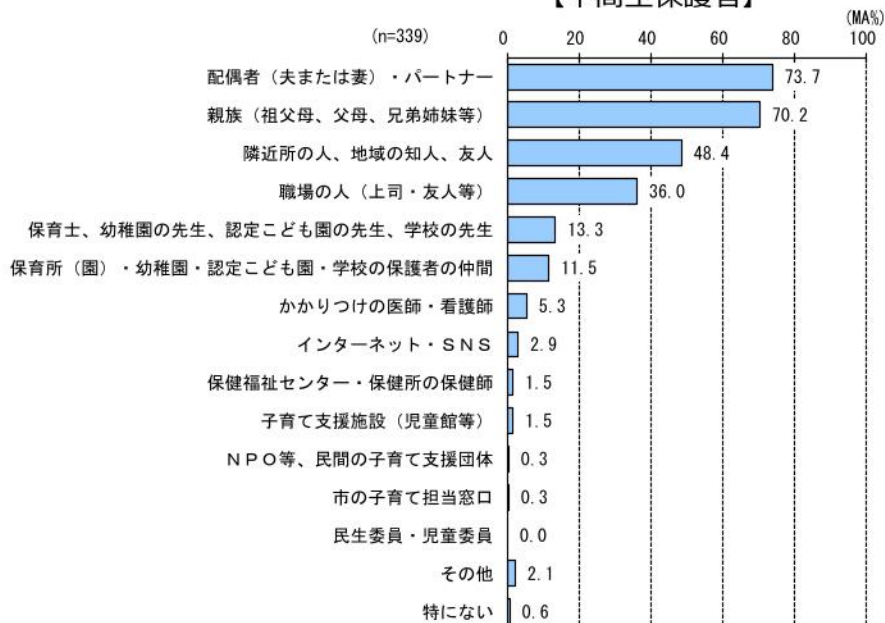
【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



【中学生保護者】

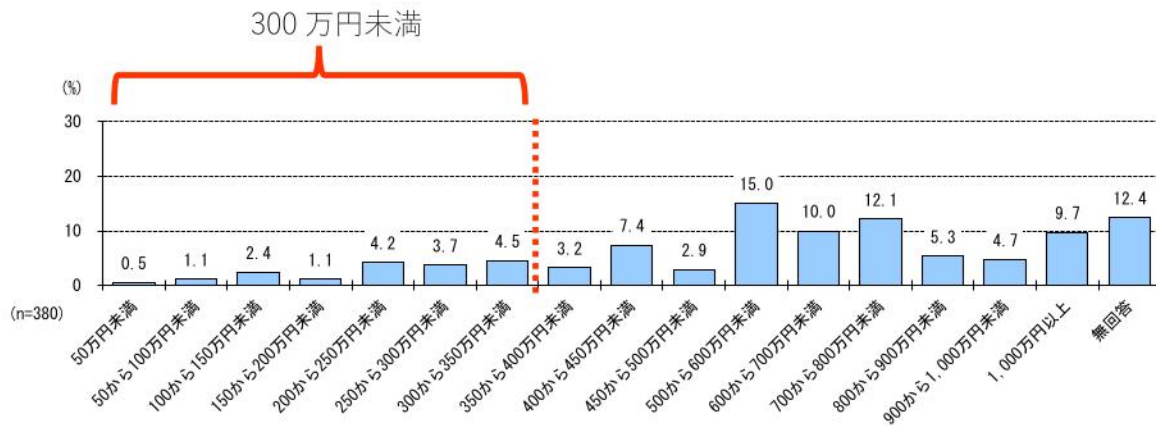


※（MA%）とは、複数回答の設問を示す。

家族全員の年収（中高生保護者のみ）

- 家族全員の収入について、「500 から 600 万円未満」が 15.0%で最も高く、次いで「700 から 800 万円未満」が 12.1%、「600 から 700 万円未満」が 10.0%となっています。
- “300 万円未満”は約 13.0%となっています。

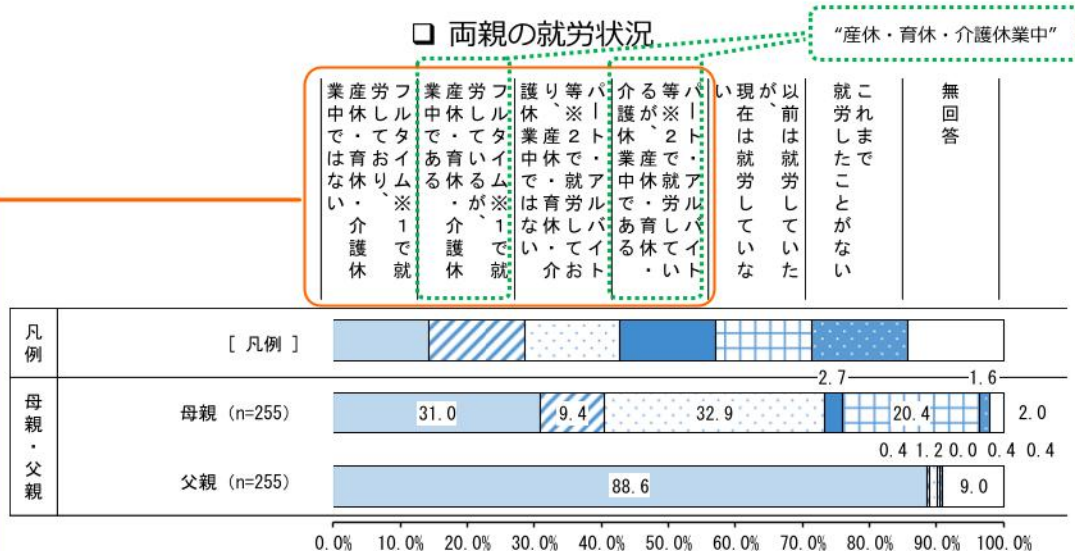
□ 家族全員の収入



② 保護者の就労状況について

現在の就労状況（就学前児童保護者）

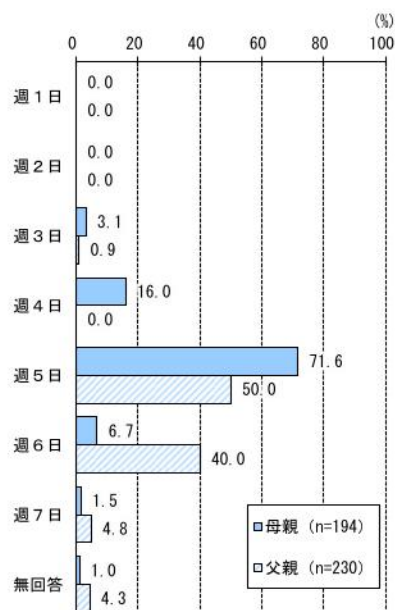
- 母親では“パート・アルバイト等で就労中”“フルタイムで就労中”がともに約3割となっています。また、“産休・育休・介護休業中”は約1割となっています。
- 父親では、“フルタイムで就労中”が約9割となっています。



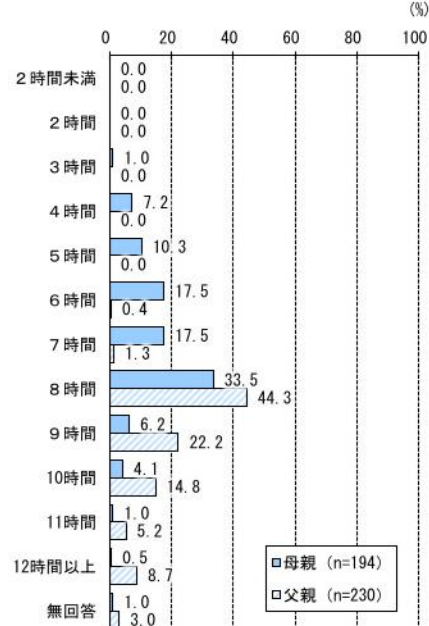
※ 1 フルタイム：1週5日程度、1日8時間程度
 ※ 2 パート・アルバイト等：「フルタイム」以外

- 就労日数は、母親では「週5日」が約7割、次いで「週4日」「週6日」の順に高くなっています。父親では、「週5日」が5割で最も高く、「週6日」が4割となっています。
- 就労時間は、両親ともに「8時間」が最も高く、母親では次いで「6時間」「7時間」が2割程度、父親では次いで「9時間」が2割程度、「10時間」が1割以上となっています。

□ 両親の週あたり就労日数

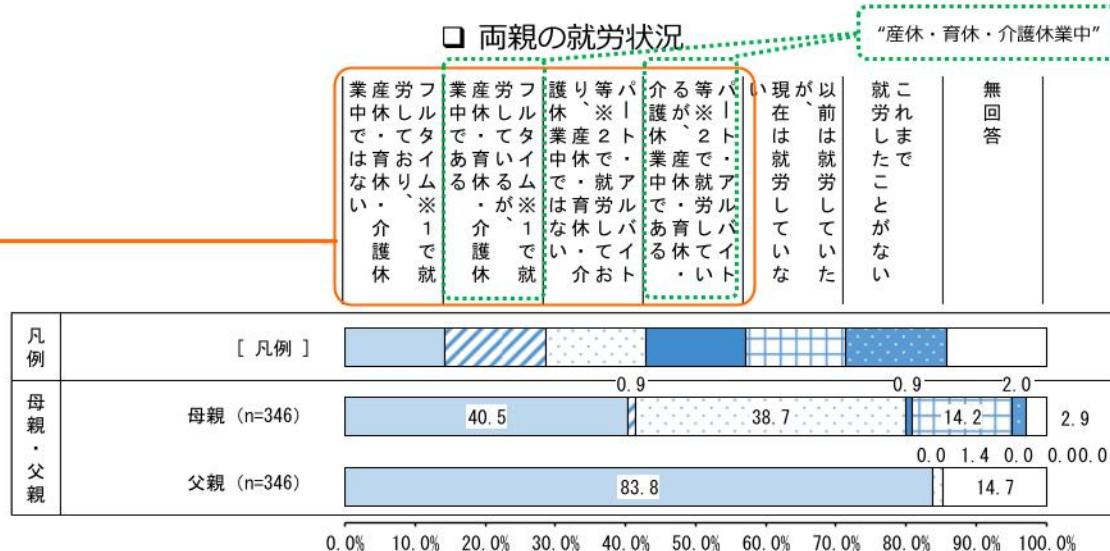


□ 両親の1日あたり就労時間



現在の就労状況（小学生保護者）

- 母親では“パート・アルバイト等で就業中”“フルタイムで就業中”がともに約4割となっています。また、“産休・育休・介護休業中”は1.8%となっています。
- 父親では、“フルタイムで就業中”が約8割となっています。

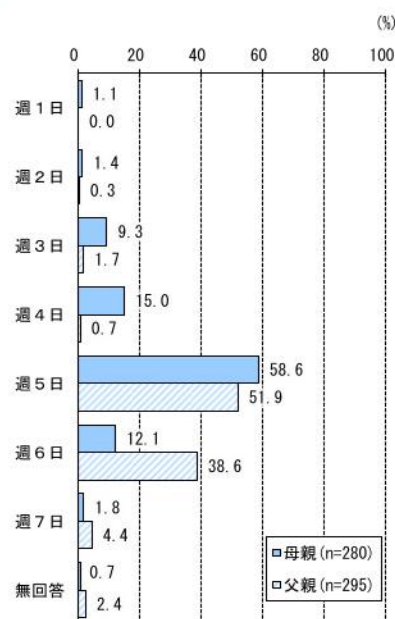


※ 1 フルタイム：1週5日程度、1日8時間程度

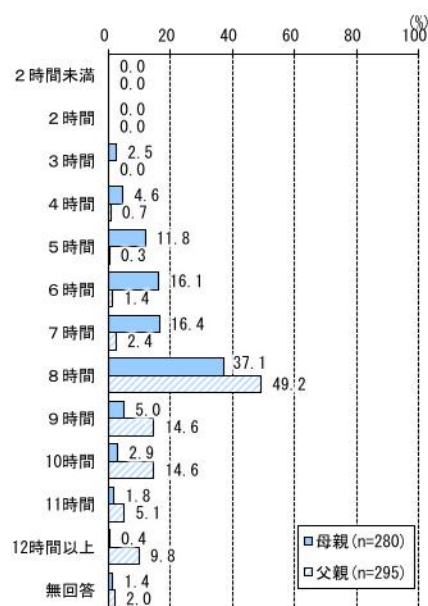
※2パート・アルバイト等：「フルタイム」以外

- 就労日数は、母親では「週5日」が約6割、次いで「週4日」「週6日」の順に高くなっています。父親では、「週5日」が約5割、「週6日」が約4割となっています。
- 就労時間は、両親ともに「8時間」が最も高く、母親では次いで「6時間」「7時間」が2割未満、父親では次いで「9時間」「10時間」が1割以上となっています。

□ 両親の週あたり就労日数



□両親の1日あたり就労時間

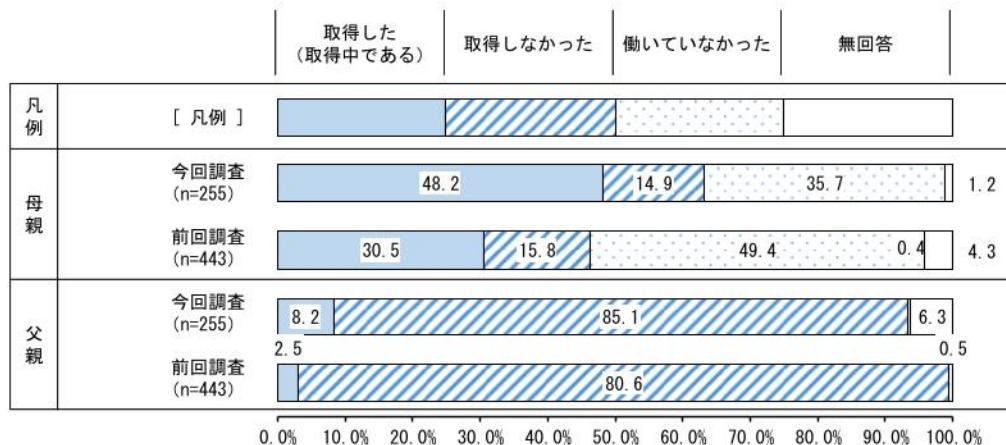


③ 育児休業や短時間勤務制度について（就学前児童保護者のみ）

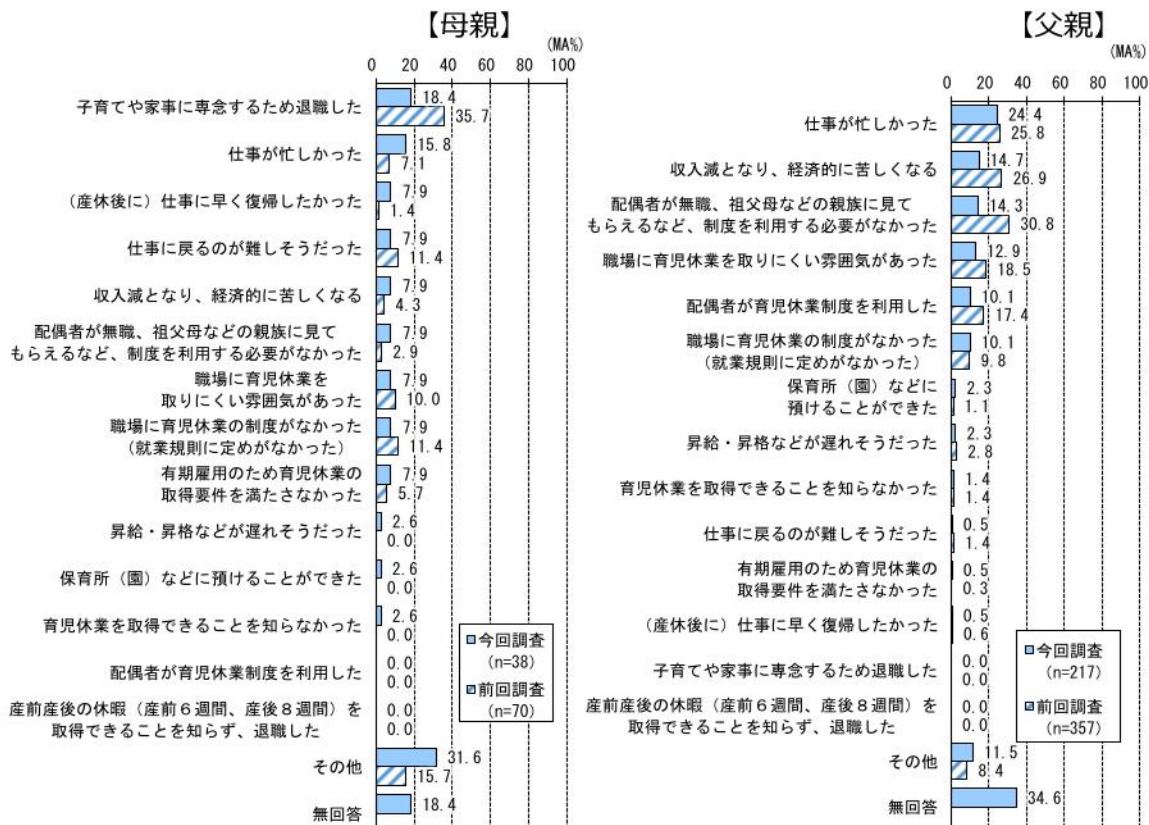
育児休業の取得状況

- 育児休業を取得した割合は、母親で約5割、父親で約1割となっています。母親、父親ともに、育児休業を取得した割合は前回調査に比べ高くなっています。
- 取得しなかった理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が約2割、父親では「仕事が忙しかった」が2割を超えて高くなっています。
- 「その他」の回答内容では、「自営業のため」の回答などがみられました。

□ 育児休業の取得状況



□ 育児休業を取得しなかった理由（母親・父親）

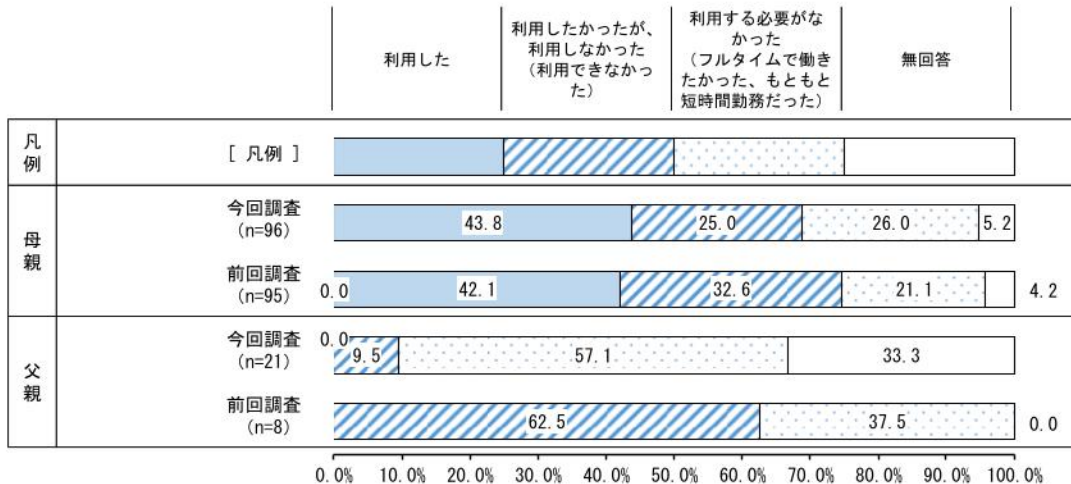


※ (MA%) とは、複数回答の設問を示す。

短時間勤務制度の利用有無（育児休業後に職場に復帰した方のみ）

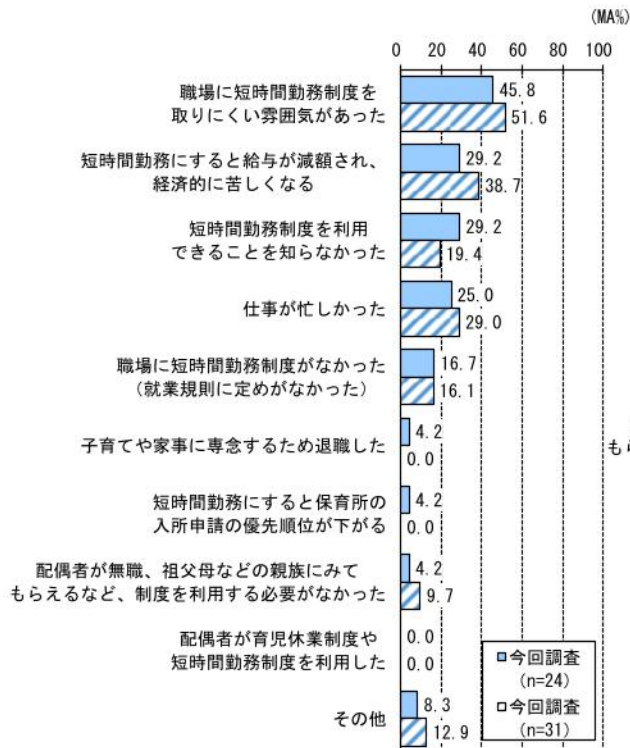
- 母親では、育児休業後の職場復帰の際に短時間勤務制度を「利用した」人が約4割、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」人が25.0%となっています。
- 父親では、「利用した」の回答はなく、「利用する必要がなかった」が約6割となっています。
- 短時間勤務制度を利用しなかった理由として、母親では、職場の雰囲気に関する回答が高いほか、経済的理由や制度を利用できることを知らなかったという回答も約3割となっています。

□ 短時間勤務制度の利用有無

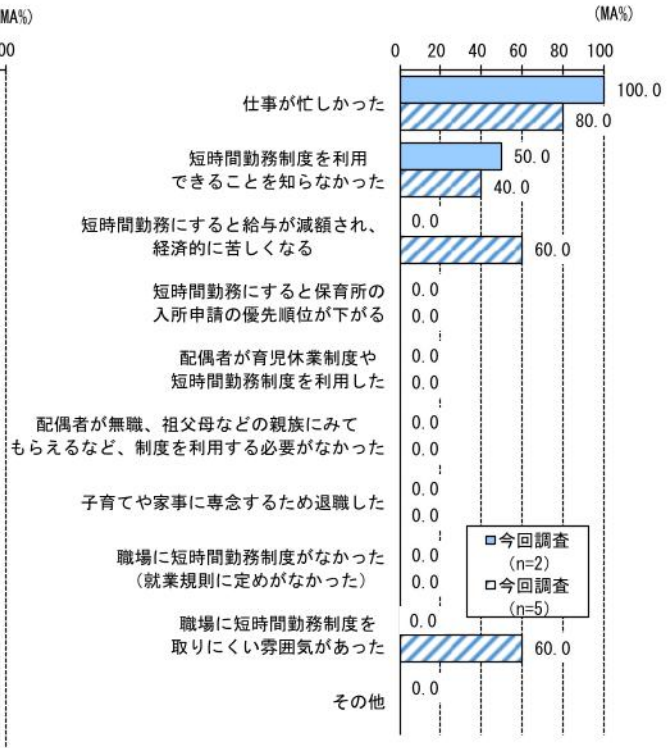


□ 制度を利用しなかった理由（母親、父親）

【母親】



【父親】



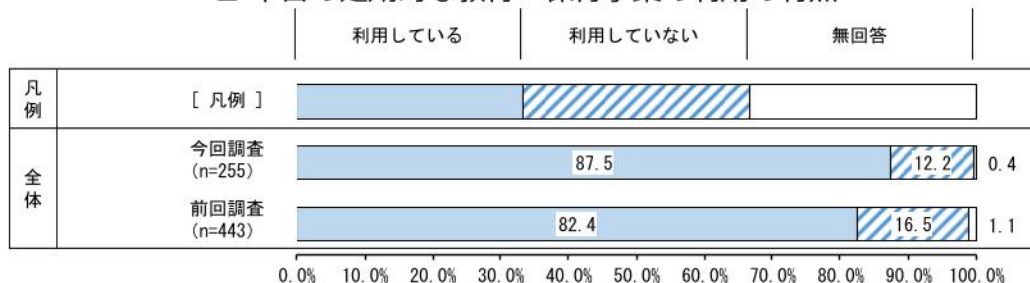
※（MA%）とは、複数回答の設問を示す。

④ 教育・保育事業や子育て支援事業について

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童保護者のみ）

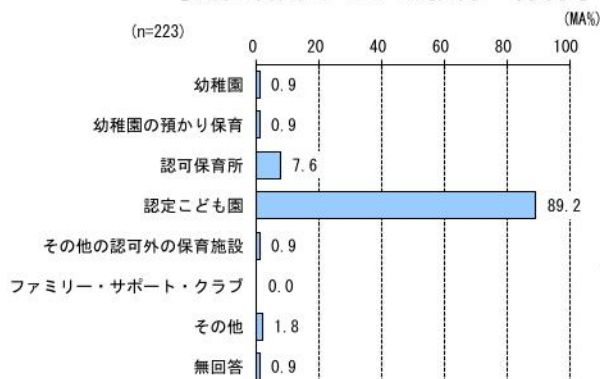
- 平日の定期的な教育・保育事業を利用している人が約9割であり、前回調査に比べて利用率は高くなっています。
- 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「認定こども園」が約9割で最も高く、次いで「認可保育所」が7.6%となっています。
- 利用希望の状況では、実際の利用状況と同じく「認定こども園」が最も高く、次いで「認可保育所」が高いですが、実際の利用状況に比べ「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「ファミリー・サポート・クラブ」も高くなっています。
- 休日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、土曜日で4割以上、日曜・祝日で2割以上で月に1回以上の利用希望がみられます。

□ 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

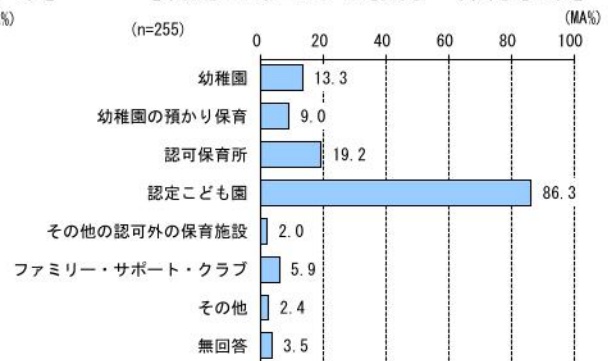


□ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と希望する教育・保育事業

【現在利用している教育・保育事業】

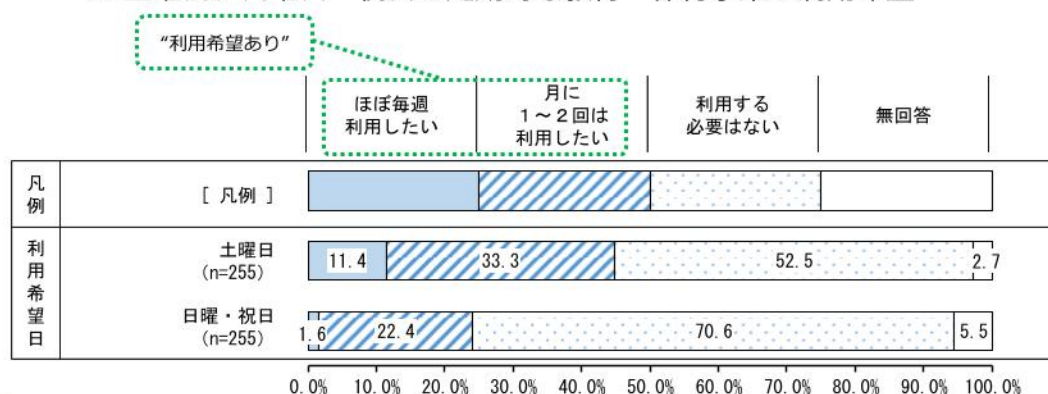


【利用を希望する教育・保育事業】



※（MA%）とは、複数回答の設問を示す。

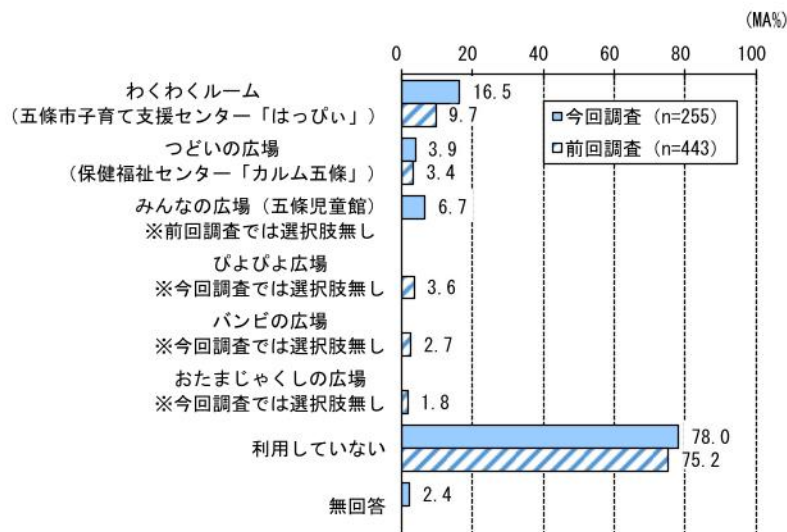
□ 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望



地域子育て支援拠点事業の利用状況と今後の利用希望（就学前児童のみ）

- 地域子育て支援拠点事業の利用状況について、「利用していない」が約8割となっています。
- 利用している中では、「わくわくルーム（五條市子育て支援センター「はっぴい」）」が16.5%、「みんなの広場（五條児童館）」が6.7%となっています。「わくわくルーム」の利用は前回調査に比べて高くなっています。
- 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向のある人は約3割となっています。

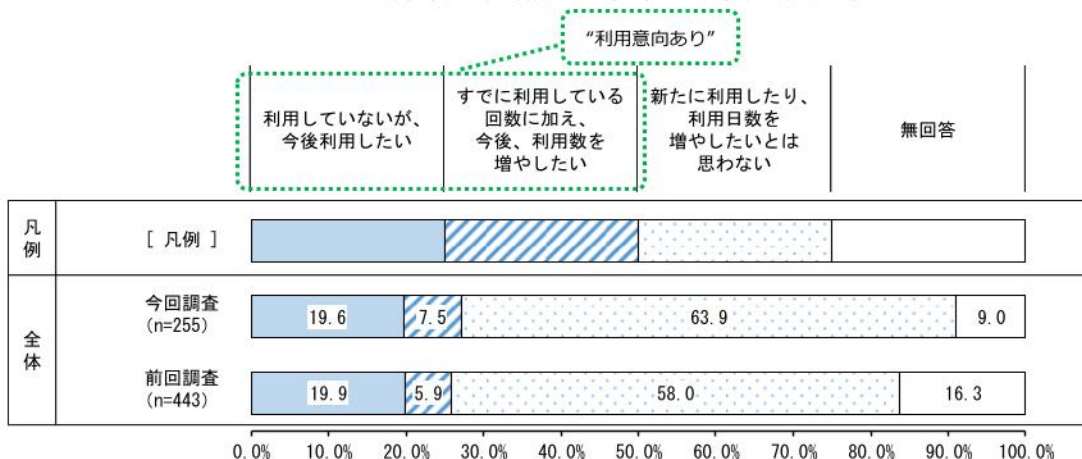
□ 地域子育て支援拠点事業の利用状況



※「ぴよぴよ広場」「バンビの広場」「おたまじゃくしの広場」については 令和5（2023）年度以降、「つどいの広場」「みんなの広場」に機能を統合しました。

※（MA%）とは、複数回答の設問を示す。

□ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望

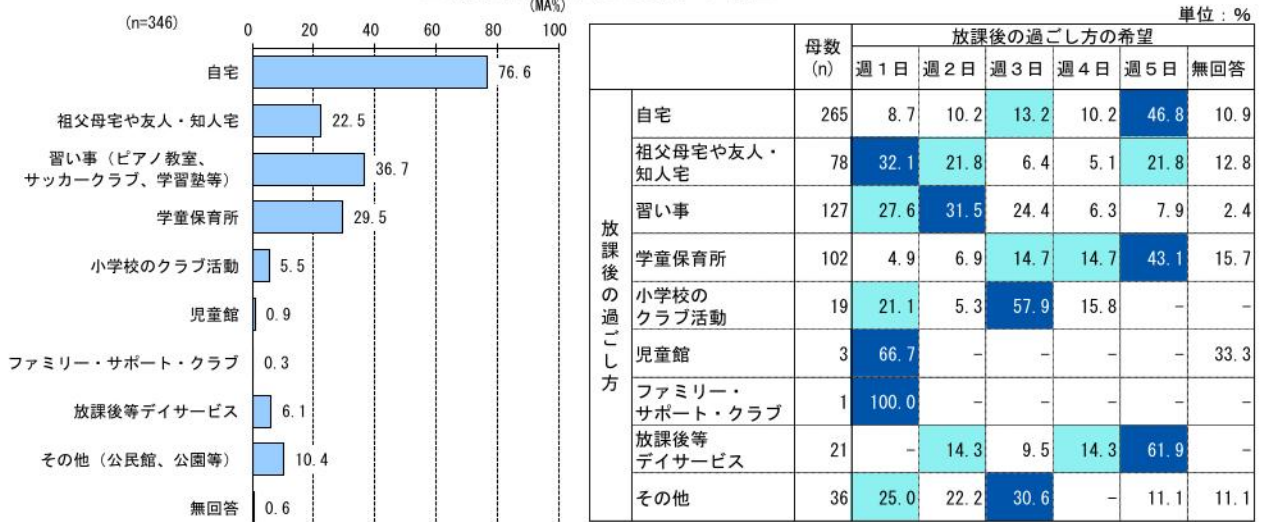


放課後の過ごし方について（小学生保護者のみ）

お子さんの放課後の過ごし方（小学生保護者）

- 放課後の過ごし方について、「自宅」が 76.6%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が 36.7%、「学童保育所」が 29.5%となっています。

□ 放課後の過ごし方の希望

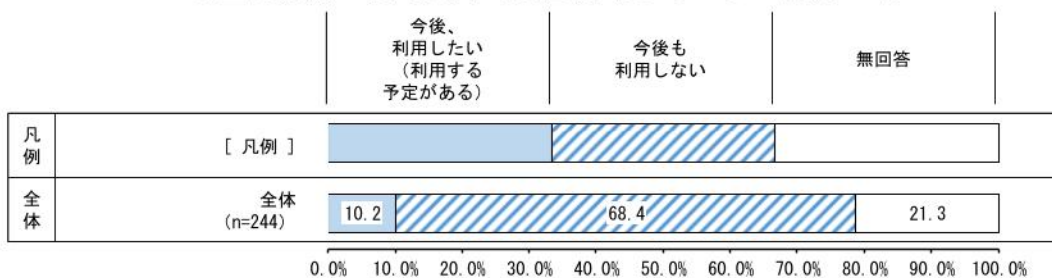


※（MA%）とは、複数回答の設問を示す。

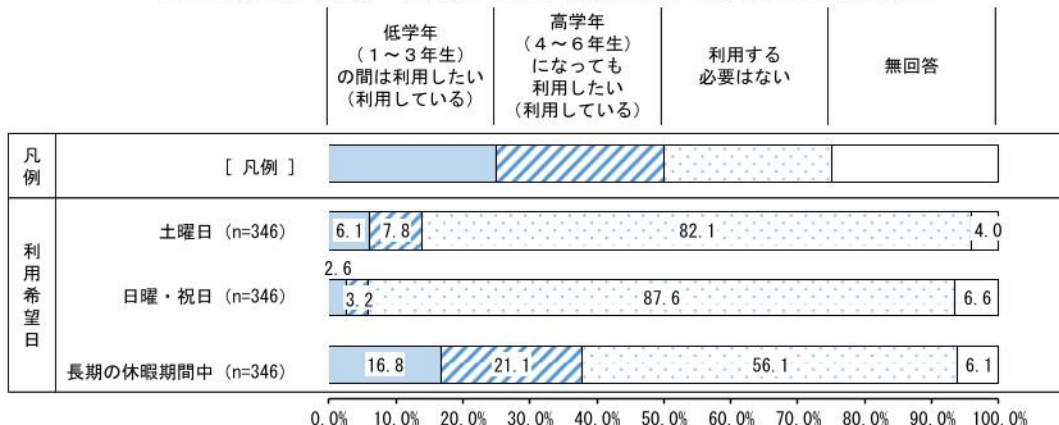
学童保育所の利用意向（小学生保護者）

- 現在学童保育所を利用していない場合の今後の利用意向がある割合が約1割となっています。
- 低学年の間もしくは高学年での利用意向は、土曜日で1割以上、日曜・祝日で1割未満、長期の休暇期間中で約4割となっています。

□ 学童保育所の利用意向（現在利用していない場合のみ）



□ 土曜日、日曜・祝日、長期休暇の学童保育所の利用希望

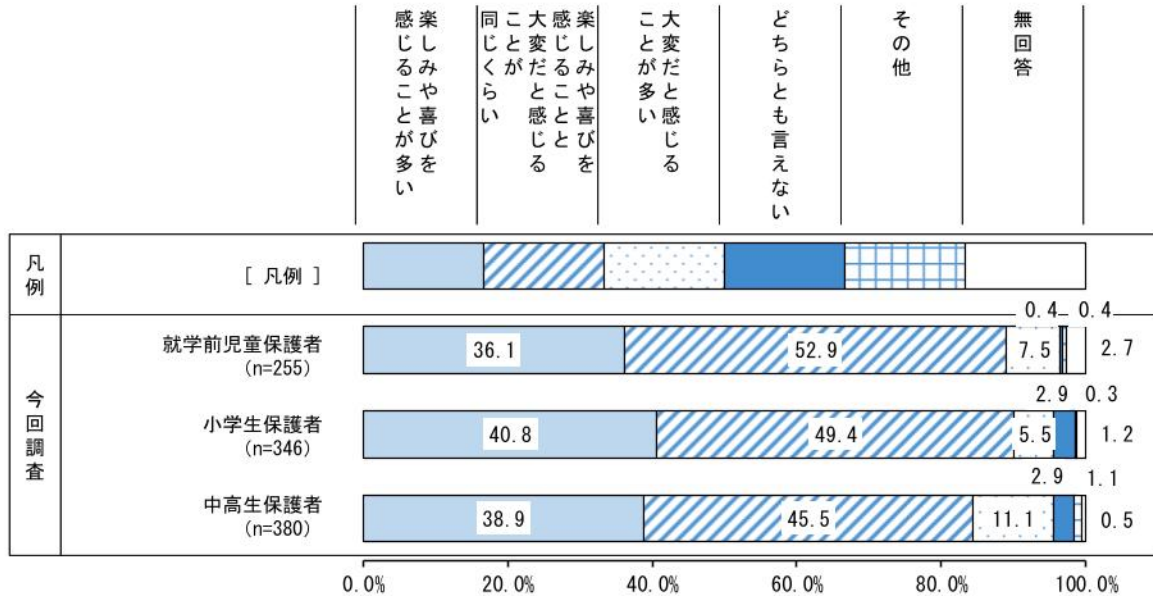


⑤ 子育ての悩みや喜びなどについて

子育てについての感じ方

○ すべての調査において、「楽しみや喜びを感じる」と大変だと感じる事が同じくらい」が最も高くなっています。また、中高生保護者では、就学前児童保護者、小学生保護者と比べて、「大変だと感じる事が多い」がやや高くなっています。

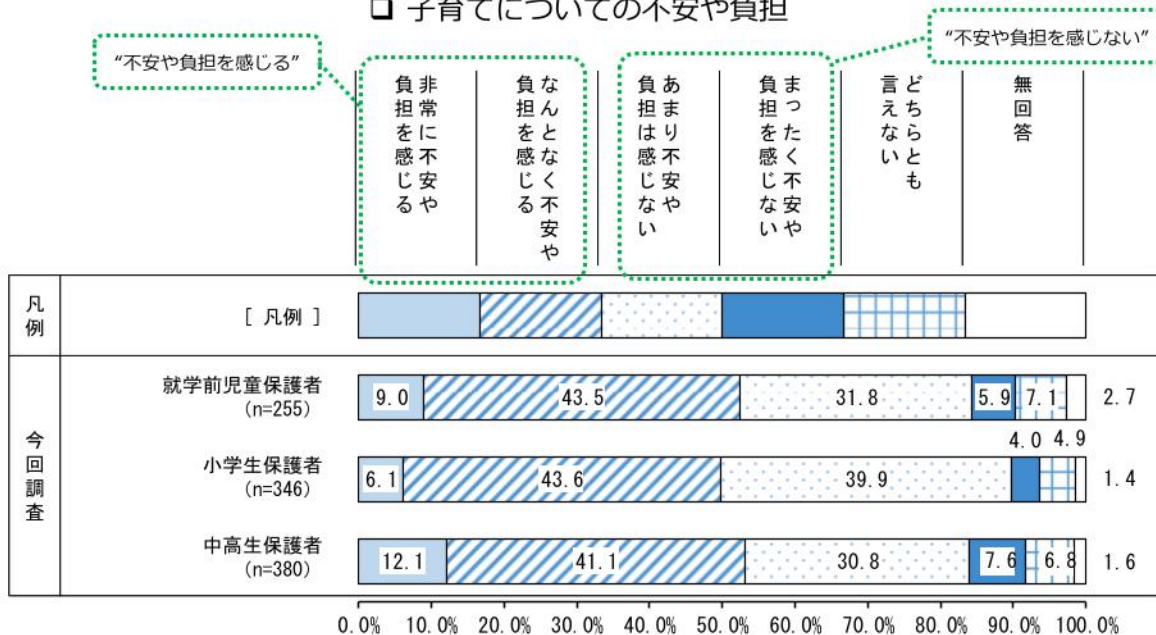
□ 子育てについての感じ方



子育てについての不安や負担

○ 子育てについての不安や負担について、すべての調査において「なんとなく不安や負担を感じる」が最も高く、「不安や負担を感じる」（「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）は約5割となっています。

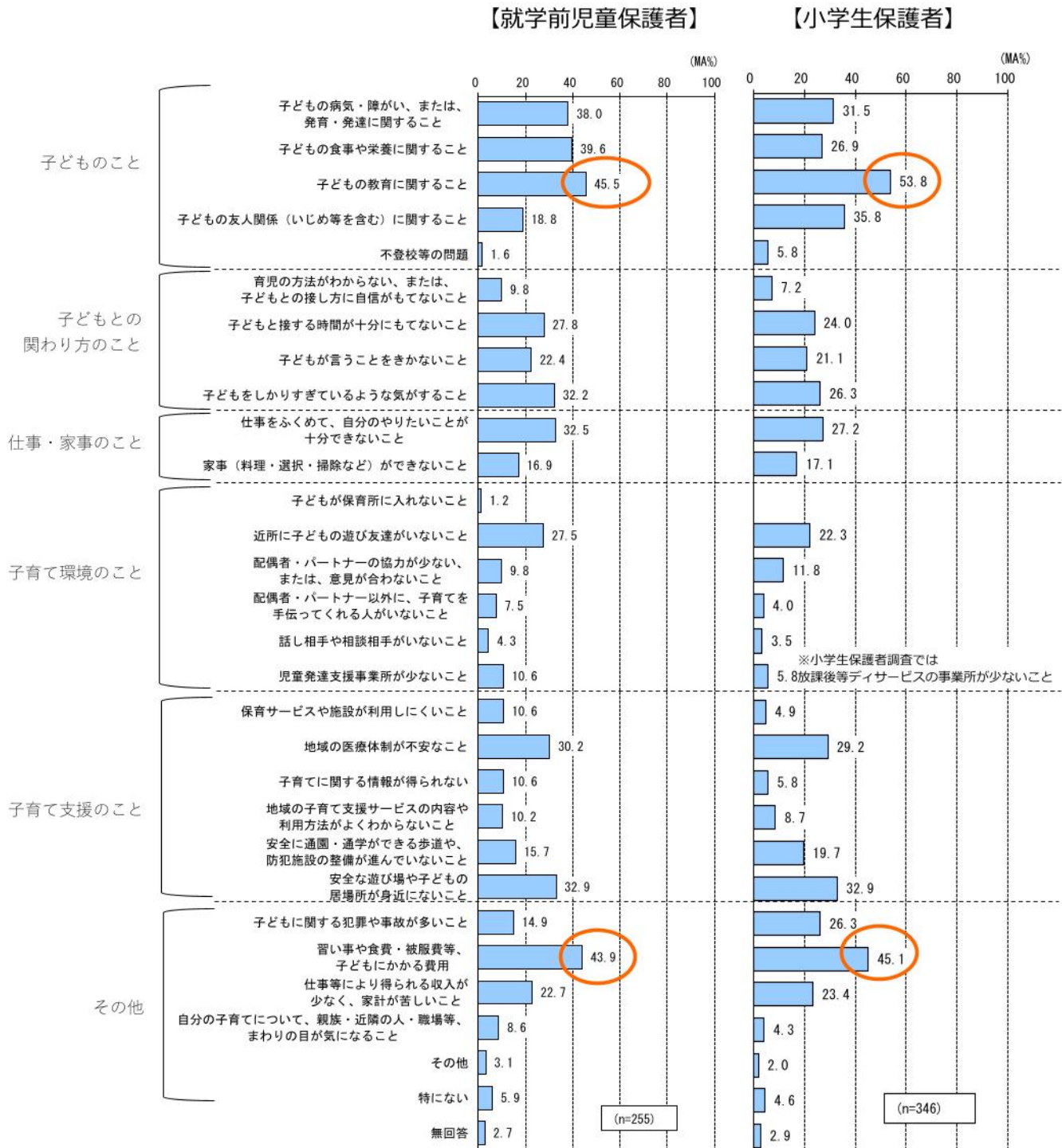
□ 子育てについての不安や負担



子育てについての悩みや気になること

○ 子育てについての悩みや気になることについて、「子どもの教育に関すること」「習い事や食費・被服費等、子どもにかかる費用」が4割を超えているほか、「子どもの食事や栄養に関すること」「子どもの病気・障がい、または、発育・発達に関すること」も高くなっています。

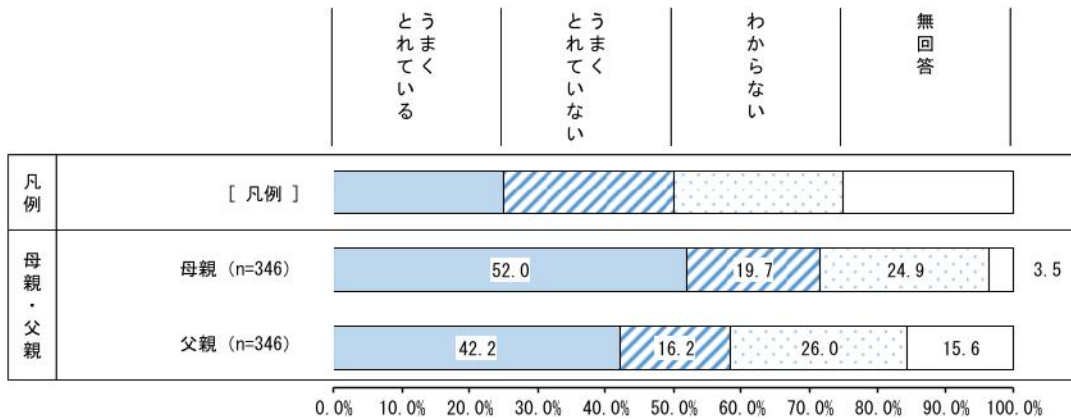
□ 子育てについての悩みや気になること（就学前児童保護者、小学生保護者）



仕事と仕事以外の生活のバランスについて（小学生保護者）

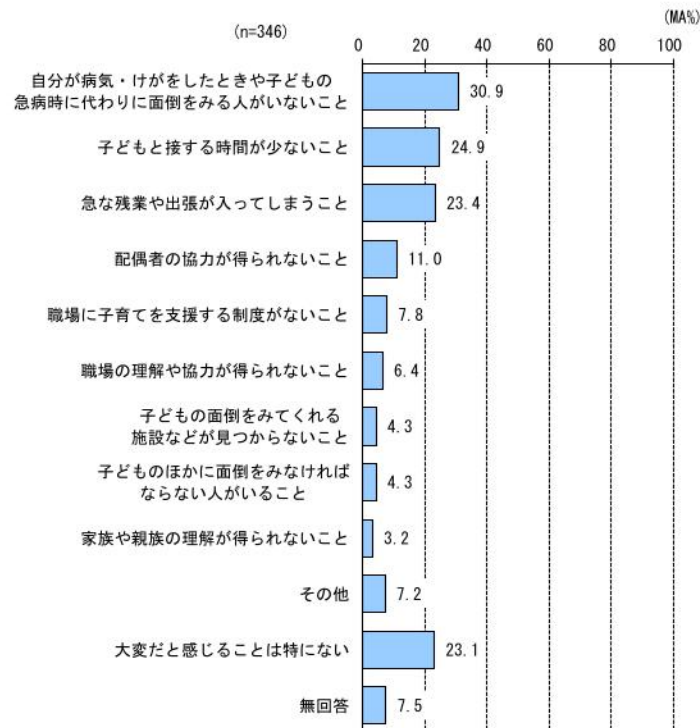
○ 仕事と仕事以外の生活のバランスがうまくとれていると感じている人は、母親では約5割、父親では約4割となっています。

□ 仕事と仕事以外のバランスがとれているか（小学生保護者）



○ 仕事と子育ての両立で大変なことでは、「自分が病気・けがをしたときや子どもの急病時に代わりに面倒をみる人がいないこと」が30.9%で最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」が24.9%、「急な残業や出張が入ってしまうこと」が23.4%となっています。

□ 仕事と子育ての両立で大変なこと（小学生保護者）

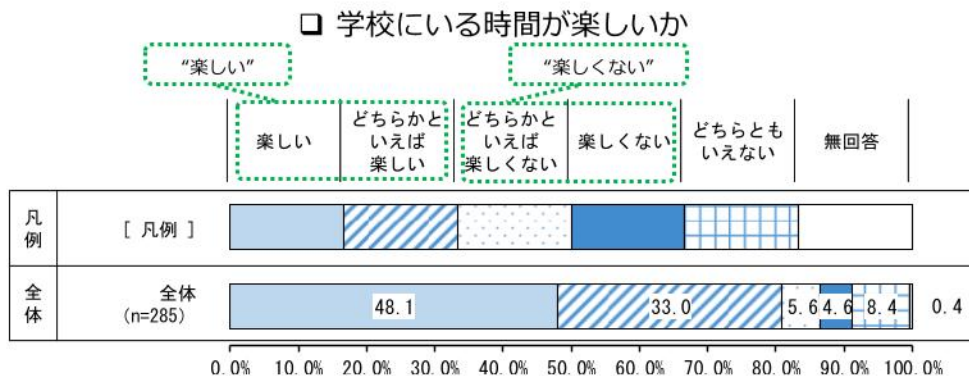


※（MA%）とは、複数回答の設問を示す。

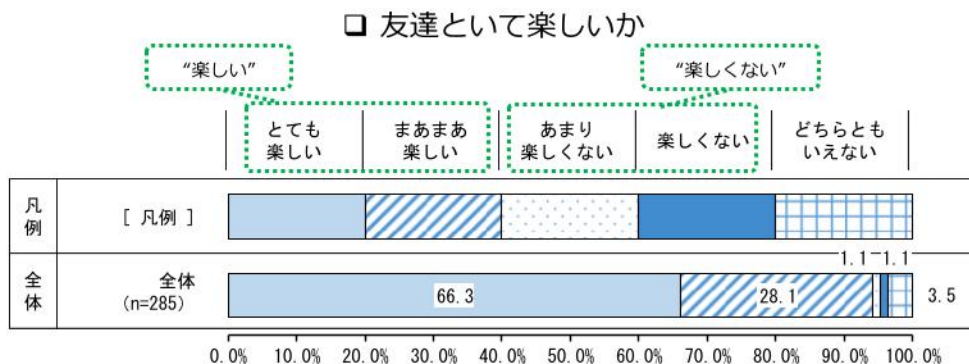
⑥ 中高生本人向けの調査

ふだんの生活について

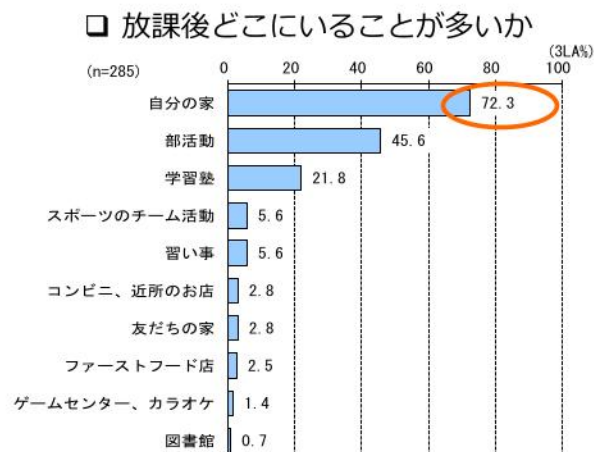
○ 学校にいる時間が楽しいかについて、「楽しい」「どちらかといえば楽しい」の合計は約8割、「楽しくない」「どちらかといえば楽しくない」「楽しくない」の合計は約1割となっています。



○ 友達といて楽しいかについて、「とても楽しい」が 66.3%で最も高く、「楽しい」は 94.4%となっています。



○ 放課後どこにすることが多いかについて、「自分の家」が 72.3%で最も高く、次いで「部活動」が 45.6%、「学習塾」が 21.8%となっています。



※「その他」(6.0%)、「特
にない」(1.4%)を除く
上位 10 項目を表示

※ (3LA%) とは、3 つまで選択可の設問を示す。

中高生本人の考え

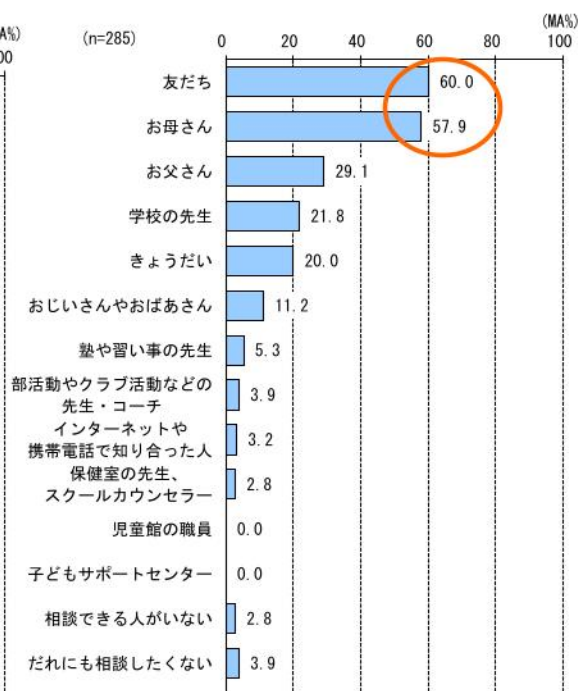
心配ごとや悩みについて

- 心配ごとや悩み・相談したいことの内容では、「将来や進路のこと」が 45.6%で最も高く、次いで「勉強のこと」が 37.2%となっています。「お金がないこと」の回答も 16.8%みられます。
- 心配ごとや悩みの相談先では、「友だち」「お母さん」がともに約6割、「お父さん」が約3割となっています。「相談できる人がいない」は 2.8%、「だれにも相談したくない」は 3.9%となっています。

□ 心配ごとや悩み・相談したいこと



□ 心配ごとや悩みの相談先



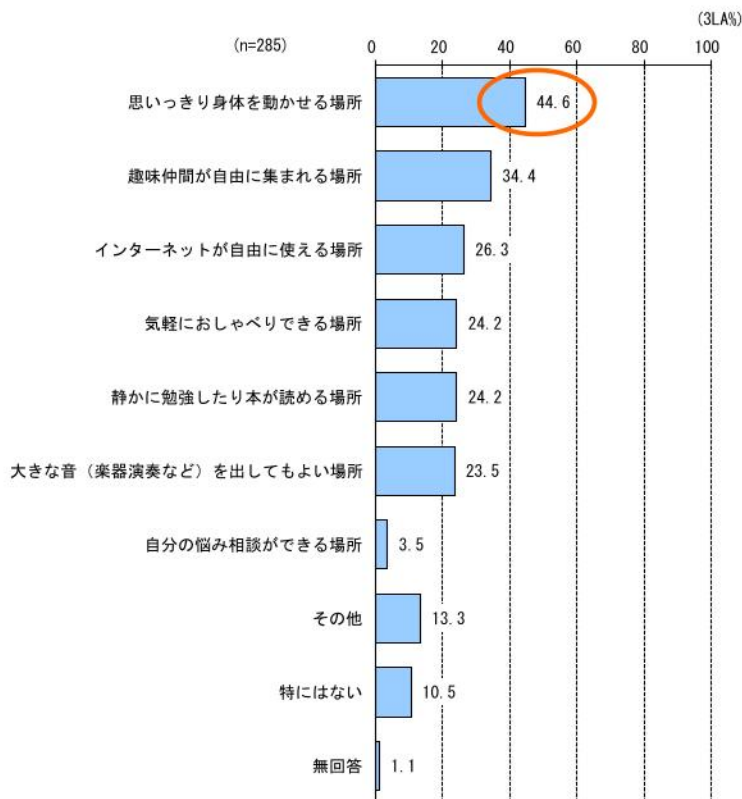
※「その他」「悩みはない」「特にない」を除いて表示。

※ (MA%) とは、複数回答の設問を示す。

五條市で若者向けにあればよいと思う場所について

○ 五條市で若者向けにあればよいと思う場所について、「思いっきり身体を動かせる場所」が 44.6%で最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」で 34.4%、「インターネットが自由に使える場所」が 26.3%となっています。

□ 五條市で若者向けにあればよいと思う場所



※（3LA%）とは、3つまで選択可の設問を示す。

⑦ 将来の進路について

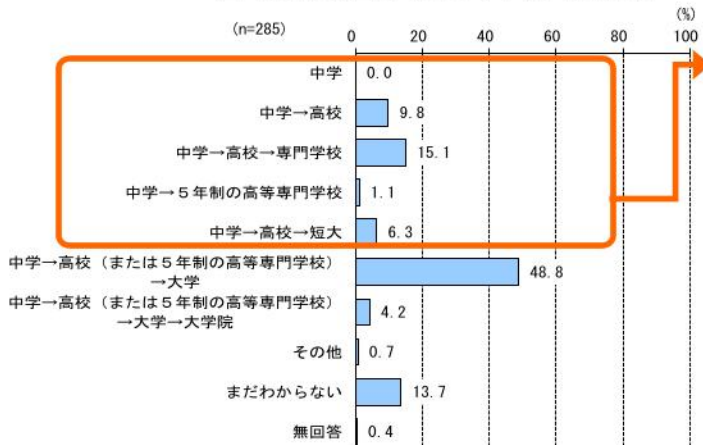
【将来の進路希望】

- 将来の進学希望について、“大学まで”が約5割、“専門学校まで”が15.1%、「まだわからない」が13.7%となっています。
- 中高生保護者では、“大学まで”が約6割で最も高く、“専門学校まで”“高校まで”がそれぞれ約1割となっています。
- 家族全員の年収が高いほど、“大学まで”が高く、「中学→高校」や「中学→高校→専門学校」が低くなっています。

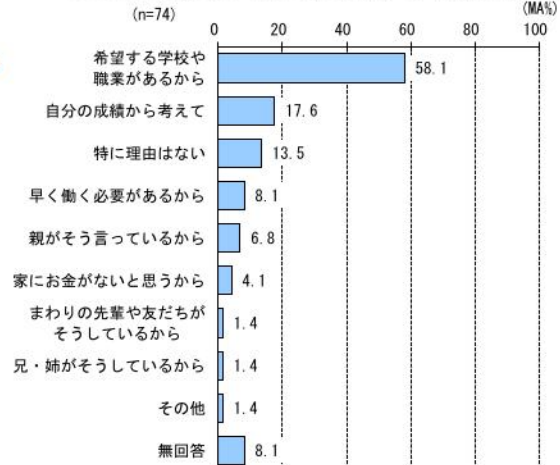
【進路希望の理由】

- 中高生本人で“大学まで”よりも短い期間を希望した理由では、「希望する学校や職業があるから」が約6割で最も高くなっています。「早く働く必要があるから」は8.1%、「親がそう言っているから」は6.8%、「家にお金がないと思うから」は4.1%となっています。
- 中高生保護者では、「お子さんがそう希望しているから」が45.6%で最も高く、次いで「一般的な進路だと思うから」が20.7%、「お子さんが幸せになれると思うから」が12.5%となっています。

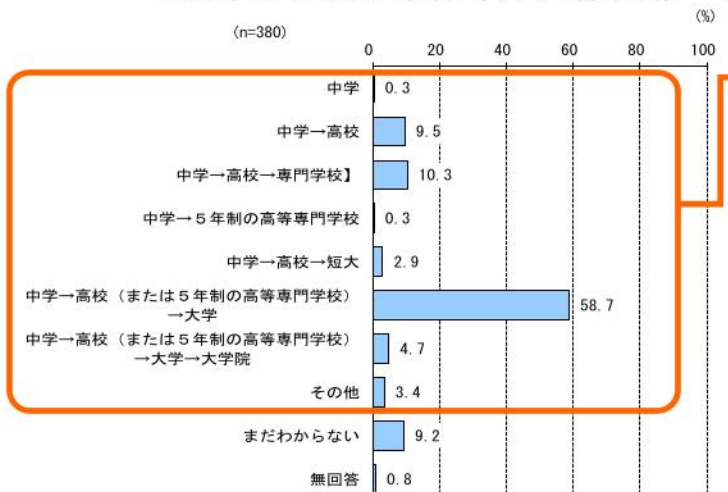
□ 将来の進学希望（中高生本人）



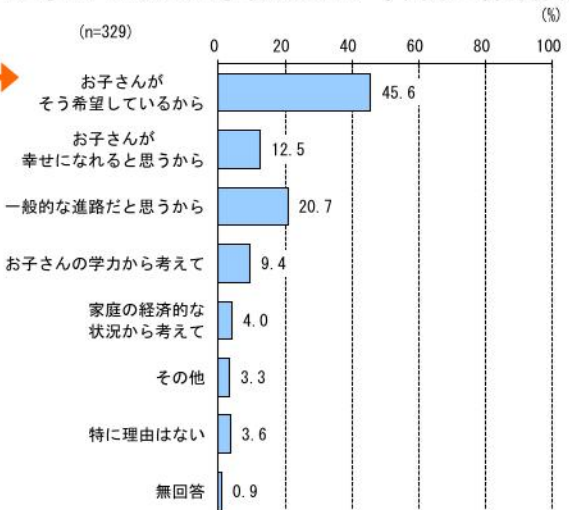
□ 将来の進学希望の理由（中高生本人）



□ 進学してほしい学校（中高生保護者）

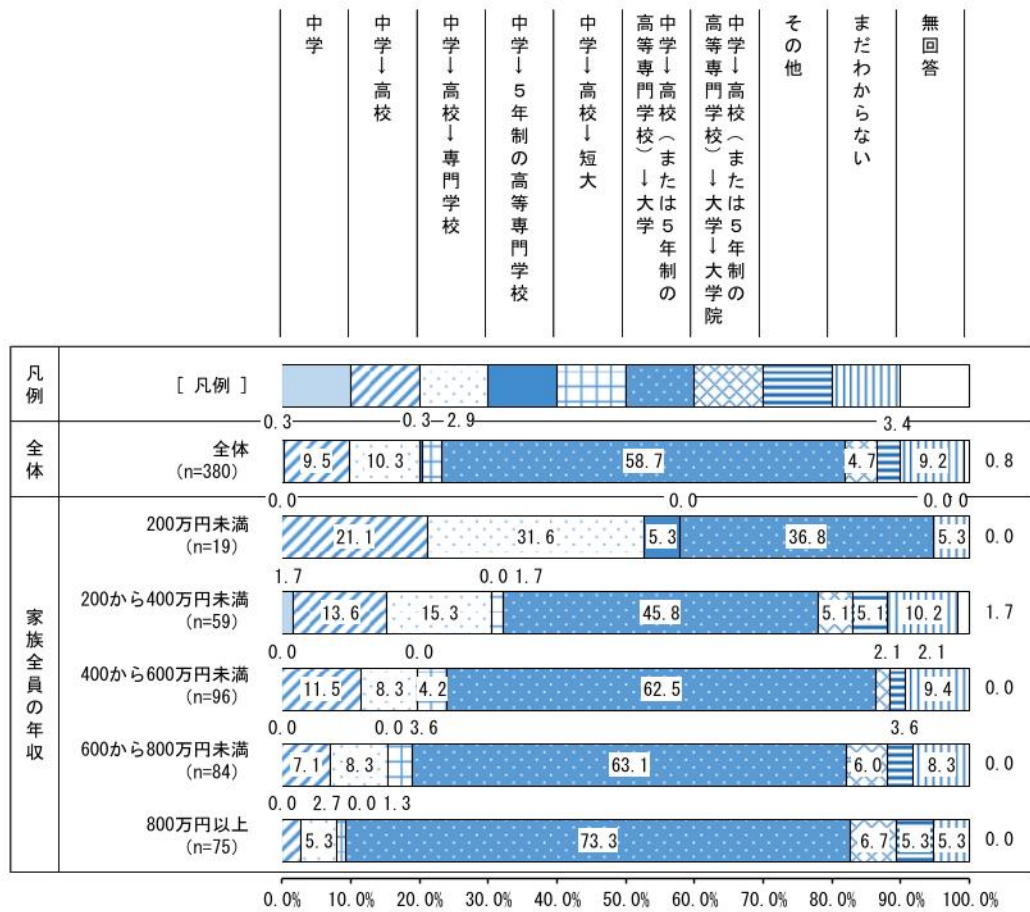


□ 進学してほしい学校の理由（中高生保護者）



※（MA%）とは、複数回答の設問を示す。

□ 進学してほしい学校（中高生保護者・年収別）



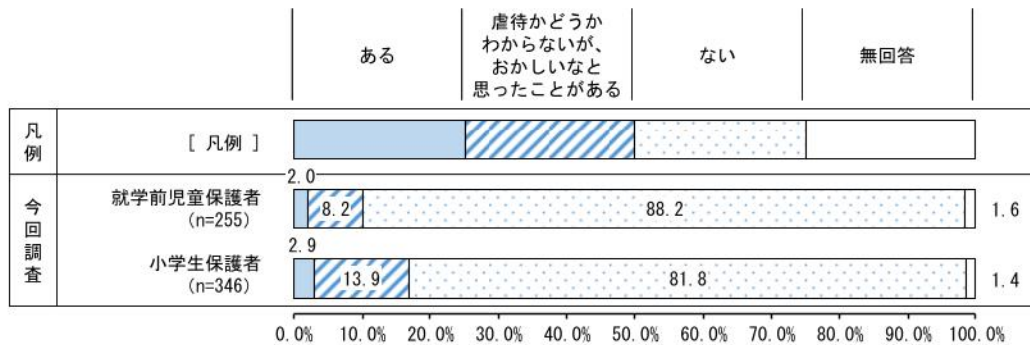
⑧ 子どもの権利等について

児童虐待について

児童虐待を見聞きしたことの有無

○ 虐待を見聞きしたことの有無について、「ある」が 2～3%程度、「虐待かどうかわからないが、おかしいなと思ったことがある」が1割前後となっています。

□ 虐待を見聞きしたことの有無



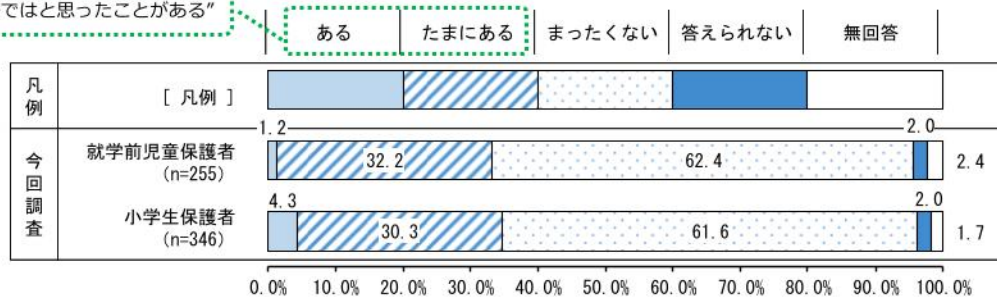
自身が虐待しているのでは、虐待にあたるのではと思った経験と相談経験

○ 自身が虐待しているのでは、虐待にあたるのではと思ったことが「ある」「たまにある」の2つの項目を合わせた“虐待にあたるのではと思ったことがある”は3割程度となっています。

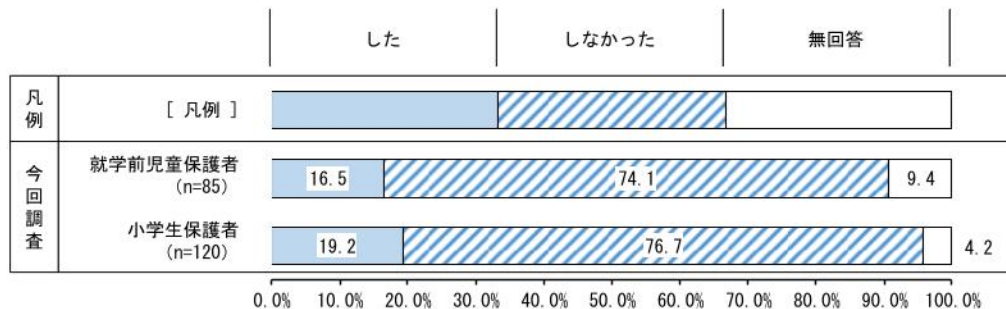
○ 虐待にあたるのではと思ったときに相談した人は約2割、しなかった人は7割を超えています。

□ 虐待にあたるのではと思ったことの有無

“虐待にあたるのではと思ったことがある”



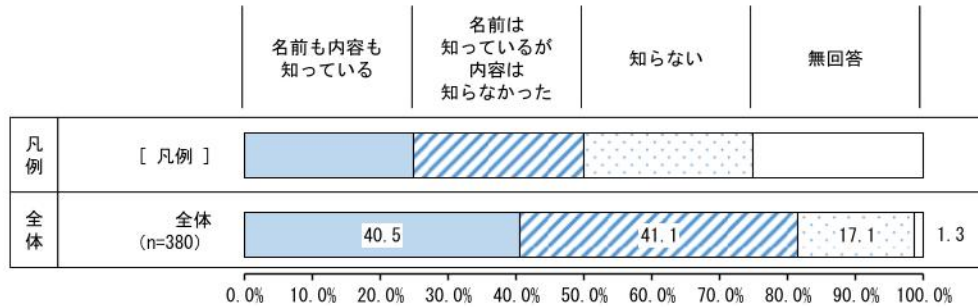
□ 虐待にあたるのではと思ったときの相談の有無



「子どもの権利」の認知状況（中高生保護者）

○「子どもの権利」の認知状況について、「名前は知っているが内容は知らなかった」が41.1%で最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が40.5%、「知らない」が17.1%となっています。

□「子どもの権利」の認知状況

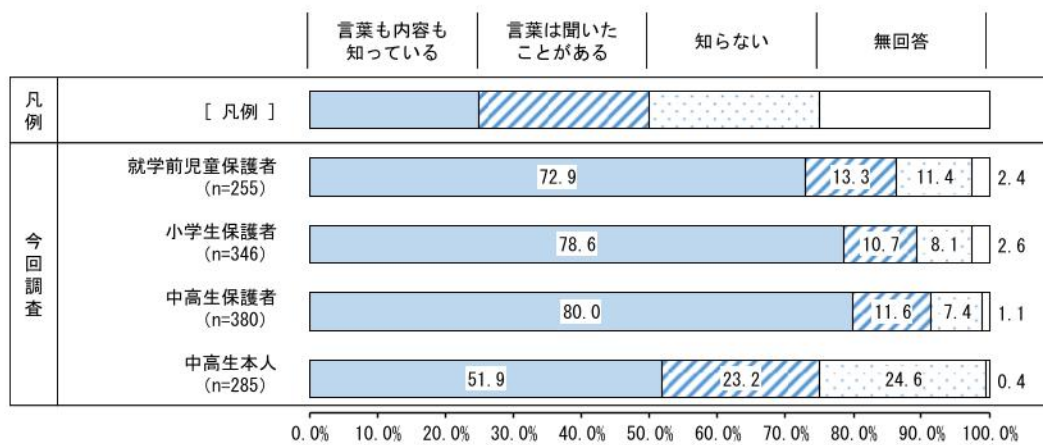


ヤングケアラーについて

ヤングケアラーの認知状況

○ヤングケアラーの認知状況について、保護者では7～8割程度、中学生本人では約5割が「言葉も内容も知っている」と回答しています。

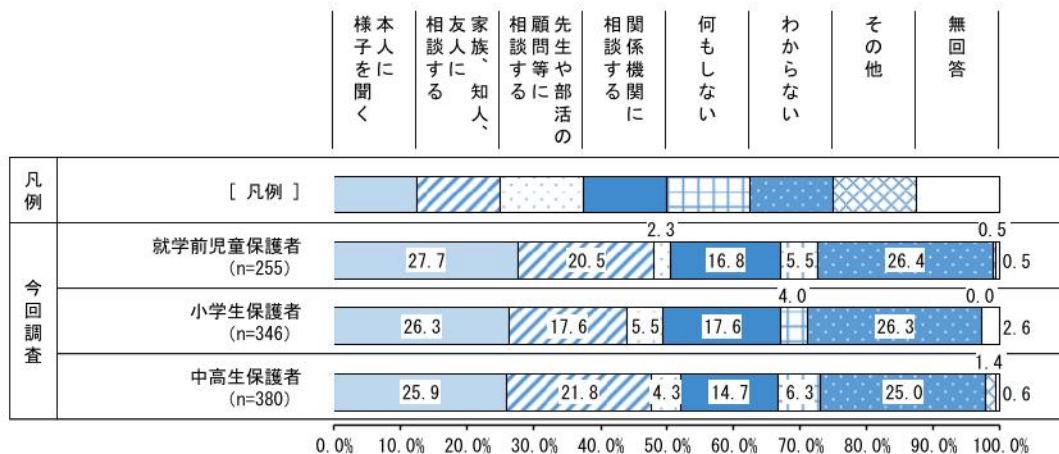
□ ヤングケアラーの認知状況



ヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応

- ヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応について、「本人に様子を聞く」「わからない」が 25%から 30%程度となっています。
- 「何もしない」という回答も5%程度みられました。

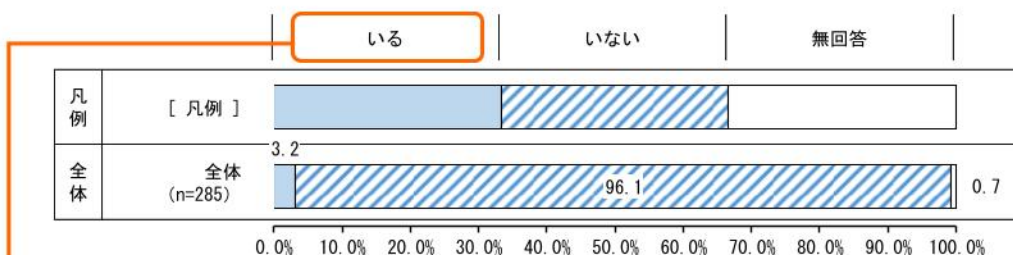
□ ヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応



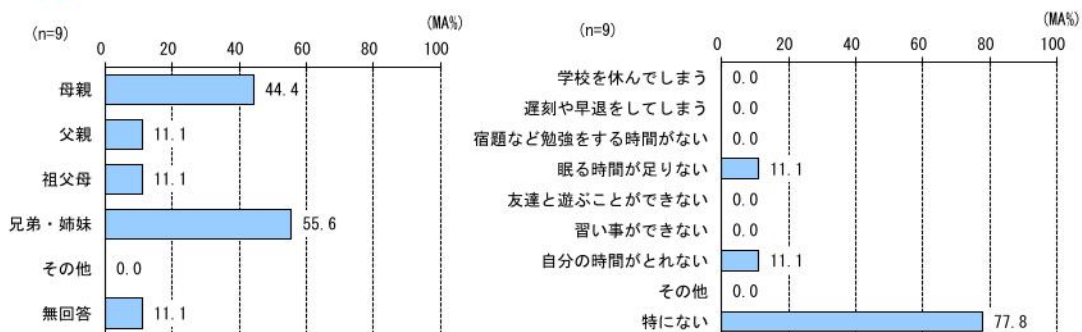
ヤングケアラーの可能性のある人の状況（中高生本人）

- 家族に世話をしている人がいるという回答が 3.2% (9件) みられます。
- 世話をしている人では、「兄弟・姉妹」が 55.6% (5件) で最も高く、次いで「母親」が 44.4% (4件)、「父親」「祖父母」が 11.1% (1件) となっています。世話をしていることによる問題は「特にない」が 77.8% (7件) ですが、「眠る時間が足りない」「自分の時間が取れない」がそれぞれ 11.1% (1件) みられます。

□ 家族に世話をしている人がいるか



□ 世話をしている人は誰か □世話をしていることによる問題があるか



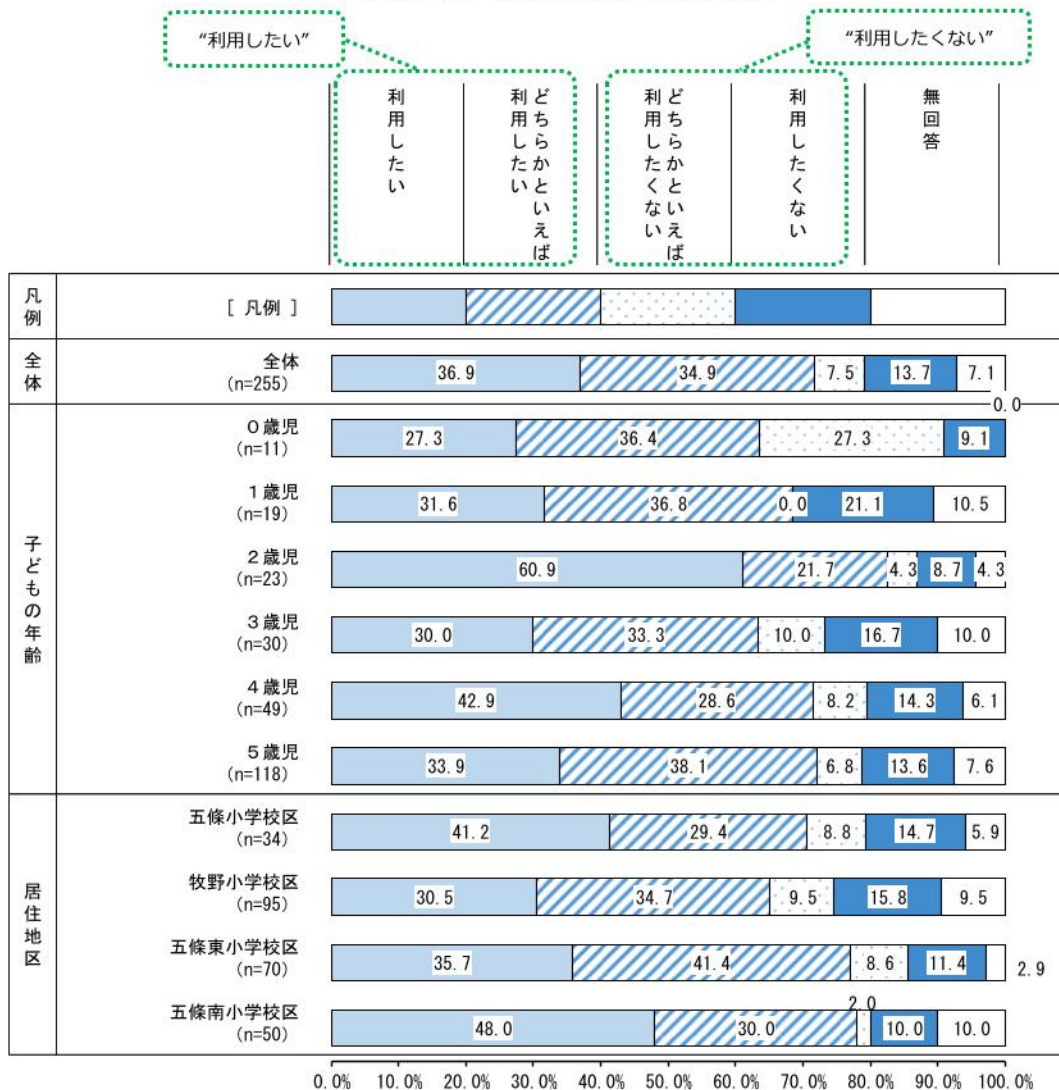
※ (MA%) とは、複数回答の設問を示す。

⑨ 子育て施策全般について（未就学児）

こども誰でも通園制度への利用希望

- こども誰でも通園制度の利用希望について、「利用したい」が 36.9%で最も高く、次いで「どちらかといえば利用したい」が 34.9%、「利用したくない」が 13.7%となっています。
- “利用したい”（「利用したい」「どちらかといえば利用したい」の合計）は約7割、“利用したくない”（「どちらかといえば利用したくない」「利用したくない」の合計）は約2割となっています。
- 居住地区別にみると、“利用したい”は五條小学校区、牧野小学校区では約7割、五條東小学校区、五條南小学校区では約8割となっています。

□ こども誰でも通園制度の利用希望



※こども誰でも通園制度：「親が就労している」などの要件を満たしていなくても、誰もが定期的に保育施設などへ通えるようにする制度。（月 10 時間までの枠で、時間単位で利用できる仕組みを想定。）

子育てに関する相談について（就学前児童保護者）

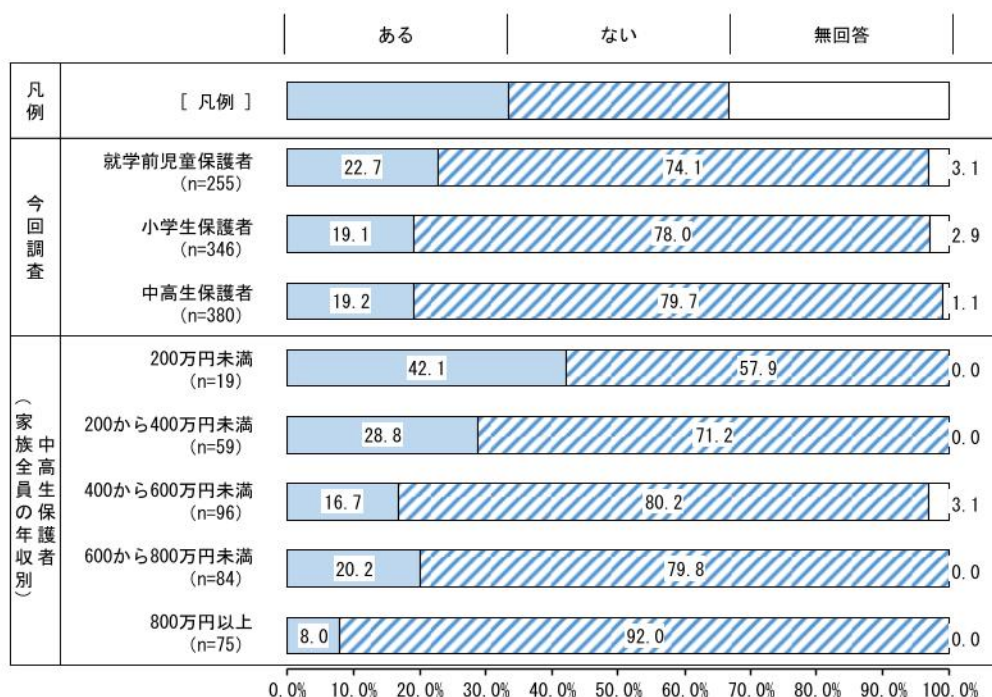
【相談機関の利用経験】

- 子育てに関する相談機関の利用経験について、「ある」が2割程度、「ない」が7～8割となっています。

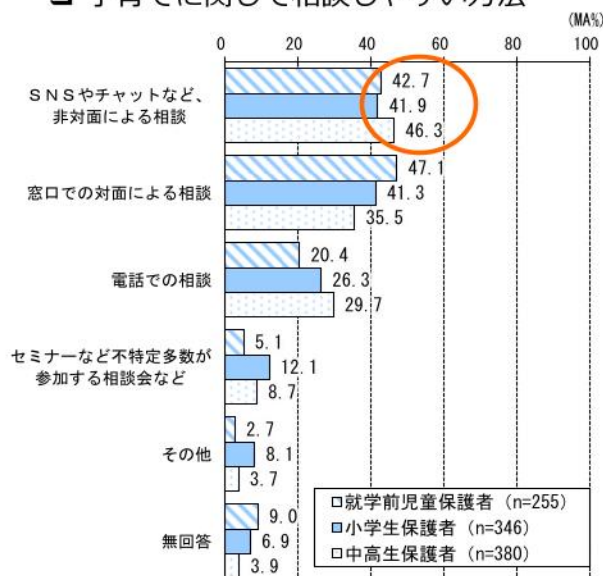
【相談しやすい方法】

- 子育てに関して相談しやすい方法について、「SNSやチャットなど、非対面による相談」はすべての調査で4割を超えて高くなっています。また、「窓口での対面による相談」も、就学前児童保護者、小学生保護者では4割を超えているほか、「電話での相談」も2～3割となっています。

□ 子育てに関する相談経験の利用経験



□ 子育てに関して相談しやすい方法

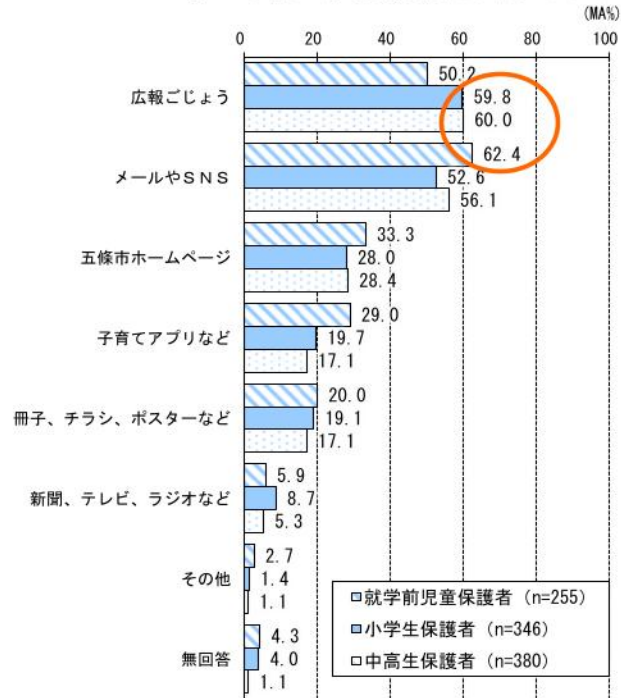


※（MA%）とは、複数回答の設問を示す。

市の子育て支援情報を入手しやすい方法

○ 市の子育て支援情報を入手しやすい方法について、就学前児童保護者では「メールやSNS」が 62.4%で最も高く、小学生保護者、中高生保護者では「広報ごじょう」が約6割で最も高くなっています。

□ 市の子育て支援情報を入手しやすい方法

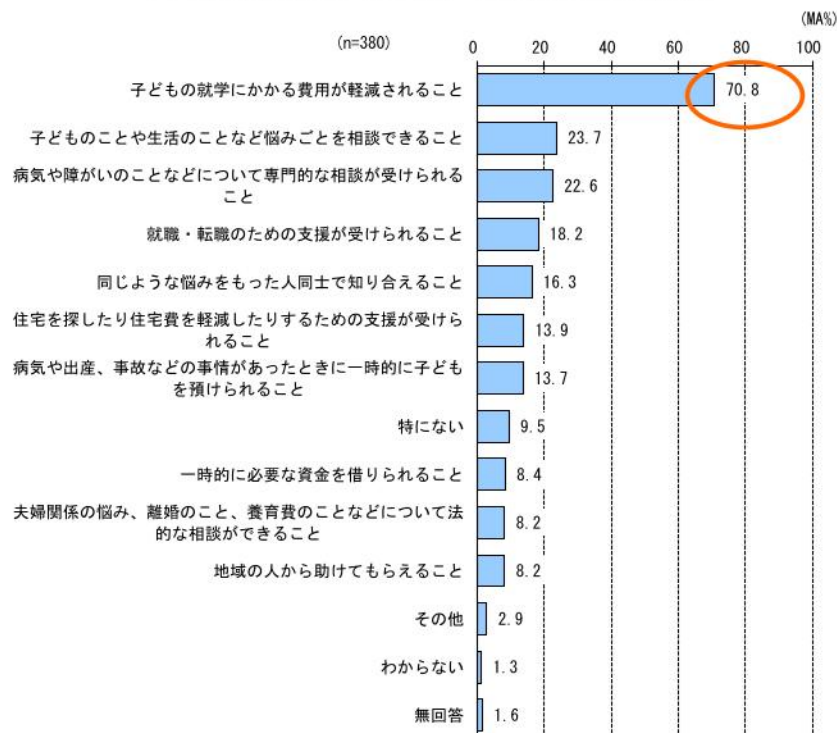


※ (MA%) とは、複数回答の設問を示す。

現在必要、もしくは重要だと思う支援（中高生保護者）

- 現在必要とすること・重要だと思う支援について、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が 70.8%と、他の項目に比べて大幅に高くなっています。また、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が 23.7%、「病気や障がいのことなどについて専門的な相談が受けられること」が 22.6%となっています。
- 家族の年収別にみると、200 万円未満では、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」「同じような悩みを持った人同士で知り合えること」「夫婦関係の悩み、離婚のこと、養育費のことなどについて法的な相談ができること」「病気や障がいのことなどについて専門的な相談が受けられること」などで他の区分に比べて高くなっています。

□ 現在必要とすること・重要だと思う支援



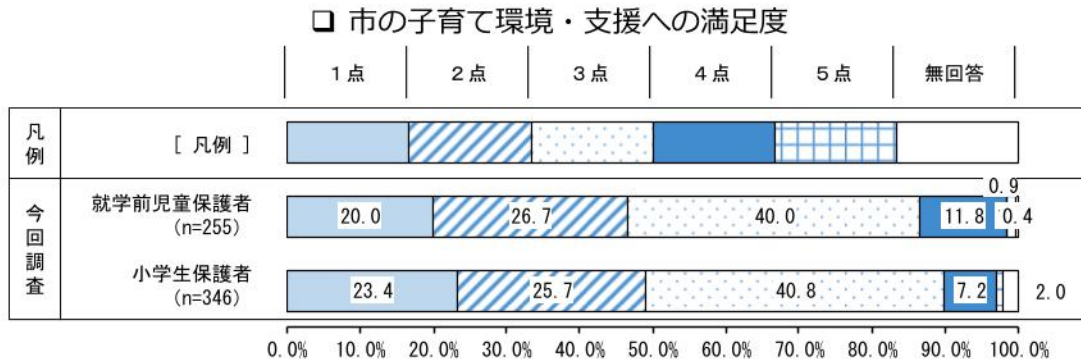
※（MA%）とは、複数回答の設問を示す。

単位：％

		母数 (n)	現在必要とすること・重要だと思う支援															
			悩みのことなど 相談できること	子どものことや 生活のことなど 相談できること	同じような悩みを もった人同士で 知り合えること	地域の人から 助けてもらえること	法的な相談が できること	夫婦関係の悩み、離婚のこと、 養育費のことなどについて 法的な相談ができること	相談が受けて られること	病気や障がい などについて 専門的な 相談が受ける こと	住宅を探したり 住宅費を 軽減したり するための 支援が受ける こと	子どもが 病気や出産、 事故などの 事情があった ときに一時的 に子どもを 預けられる こと	子どもの就学 にかかる費用 が軽減される こと	一時的に 必要な資金を 借りられる こと	就職・転職の ための 支援が受ける こと	その他	特にな い	わから ない
全体		380	23.7	16.3	8.2	8.2	22.6	13.9	13.7	70.8	8.4	18.2	2.9	9.5	1.3	1.6		
年 収 家 族 全 員 の	200万円未満	19	36.8	26.3	5.3	21.1	36.8	21.1	15.8	68.4	10.5	21.1	10.5	—	—	—		
	200から400万円未満	59	25.4	10.2	8.5	5.1	25.4	15.3	13.6	67.8	8.5	15.3	1.7	15.3	—	—		
	400から600万円未満	96	26.0	18.8	9.4	8.3	22.9	14.6	17.7	81.3	13.5	20.8	2.1	4.2	1.0	3.1		
	600から800万円未満	84	23.8	16.7	10.7	8.3	23.8	14.3	11.9	70.2	4.8	21.4	3.6	11.9	2.4	—		
	800万円以上	75	17.3	14.7	8.0	6.7	13.3	13.3	12.0	65.3	6.7	12.0	4.0	13.3	1.3	—		

市の子育て環境・支援への満足度

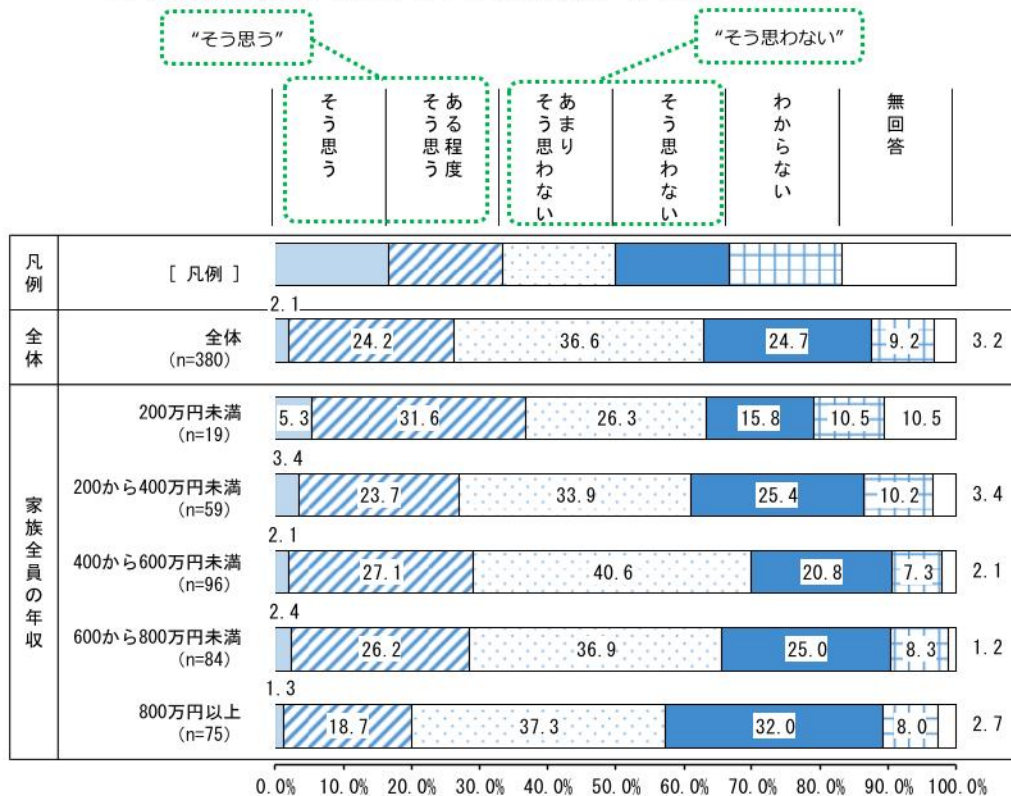
- 市の子育て環境・支援への満足度について、「3点」が約4割、「2点」が3割程度、「1点」が2割程度となっています。



五條市は子育てしやすいと感じるか

- 五條市は子育てしやすいと感じるかについて、「あまりそう思わない」が 36.6%で最も高くなっています。
- “そう思う”（「そう思う」「ある程度そう思う」の合計）は 26.3%、「そう思わない」（「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計）は 61.3%となっています。
- 家族全員の年収が低いほど“そう思わない”が低い傾向がみられます。

□ 五條市は子育てしやすいと感じるか（中高生保護者）



市の子育て支援について

- 就学前児童保護者、小学生保護者に対する調査では、充実を図ってほしい子育て支援について、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「小児医療体制の整備・充実」「児童手当・子ども医療費助成等、子育て世帯への経済的支援の充実」「公園や歩道等、安心・安全なインフラの整備」が高くなっています。
- 中高生保護者への調査では、子育てをする中で有効と感じる支援・対策について、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「地域における子育て支援の充実」「子どもの教育環境」がいずれも約4割となっています。

□ 充実を図ってほしい子育て支援
【就学前児童保護者・小学生保護者】



□ 有効と感じる支援・対策
【中高生保護者】



※ (MA%) とは、複数回答の設問を示す。

※ (3LA%) とは、3つまで選択可の設問を示す。

4. 五條高等学校生とのワークショップ

五條市子育て支援センターにおいて、高校生が子どもと触れ合う交流会を開催するとともに、高校生の意見を聴く機会を設けました。

高校生の意見では、施設の大切さや、子どもと交流する意義を肯定的に捉えた意見がみられました。また、室内の遊び場やショッピングセンター、公園など、子どもや若者が集える場を求める意見もありました。就きたい職業の理由として幼少期以降の体験や経験を挙げる高校生も多かったため、子育て支援拠点事業においては、職業体験コーナーなどの遊びを通じた体験により、子ども・若者が自らのライフデザインを考えるきっかけの場としての機能も充実させられるよう検討していきます。

(1) ワークショップの概要

日 程：	令和6年8月29日（木） 10：00～11：30
場 所：	五條市子育て支援センター
参加者：	奈良県立五條高等学校生 8名
内 容：	10：00～11：00 奈良県立五條高等学校生と子育て支援センターに遊びに来ている子育て親子との交流会 11：00～11：30 高等学校生と市職員とのグループワーク

(2) グループワークの3つのテーマと高校生の意見

① 支援センターと交流したことについて

主な内容	意見の例（抜粋）
楽しかったという意見	・リズムに合わせて、ワイワイ緒にはしゃぐのがすごく楽しかった。 ・普段こんなに小さい子たちと関わる機会がなかったから楽しかった。
子どもの様子・子どもとの関わりに関する意見	・バルーンをしているときに子どもたちの個性があふれていた。 ・みんな、思っていたよりも小さかった。 ・最初、人見知りしていた子が、今日一日通して打ち解けることができ、最後タッチしてくれて嬉しかった。 ・初めは慣れなかったけど、だんだん関わることでよかったです！
施設に関する意見	・ここの施設をのぞいたとき、とても楽しそうなすべり台とかおままごとがあり、自分も遊びたいと思った。 ・私がもし小さいときに子育て支援センターに行っていたら、楽しく遊べるおもちゃがいっぱいあるし、先生もたくさんいて毎日来ていたと思う。
良い機会だった・また遊びたいという意見	・また来たいと思ったし、こういう機会が増えてほしいと思った。 ・年に24回くらいしてほしい。 ・バルーンをするときに、小さい子たちがすごくノリノリで自分もノリノリになれた。また、子どもたちと遊びたい！

② 今自分が住んでいる地域についてどのように思っているか

主な内容	意見の例（抜粋）
公園等に関する意見	
	・公園が広くて好き!中央公園が楽しい! ・公園にいっぱい行って楽しかった。
室内で遊べる場所についての意見	
	・室内で遊べるところを増やしてほしい。 ・室内でクーラーが効いていて、広い場所があってからだを動かせる所がいい!
自然・神社等に関する意見	
	・五條の自然がいいと思う。 ・神社が多い。近所の祭りによく行っていた。
交通・買い物等に関する意見	
	・電車、バスの本数が少ない。 ・17時以降もバスが欲しい。 ・もっとショッピングセンターやお店がたくさんできたらいい。 ・近くに高校がない。
地域の人・地域の交流に関する意見	
	・地域の人たちがやさしい! ・子どもが楽しく遊べるところが欲しい。小さいころ、幼稚園に中学校の人が体験に来ていた。小さい子と関わりあえるような場をたくさんつくってほしい!

③ 自分の将来について思っていること

主な内容	意見の例（抜粋）
子どもと関わる職業やこのイベントに関する意見	
	・小さい子と触れ合えるところ。小さい子が好きだから。今後、こういうことがあったらまた来たい。 ・保育士か美容師になりたい。おしゃれが好きだから。子どもが好きだし癒されるから。子どもに関わる仕事についてみたい。 ・保育士になりたい。小5から小さい子と遊ぶ機会があって、かわいくてなりたと思った。
その他の具体的な職業に関する意見	
	・ファッションデザイナーになりたい。きっかけは、小2のときから服が好きで、こういう仕事につきたいと思ったから。体験施設がほしい。自分が着たいものを作りたい。
まだ決まらないという意見	
	・将来したいことがまだ決まってないので、今からたくさんの仕事を体験していきたい。 ・将来なりたい職業などまだ決まっていなくて、迷っている。
その他の意見	
	・専門学校に行きたい。 ・将来、子どもを産みたい。 ・ゴルフ場、スーパー、自動車屋の職業体験に行ったことがある。

5. 第3期計画策定に向けた視点

●子育て家庭の孤立を防ぐ

子どものいる世帯の減少や、核家族化の進展により、子育て家庭はこれまで以上に孤立化が進んでいます。アンケート調査結果において、日常的・緊急時に子どもをみてもらえる親族、友人・知人がいない割合や、子育てする上で気軽に相談する人や場所がない割合が前回調査より上昇しています。また、自身の行為が虐待にあたるかもしれないと思った人のうち、約7割は相談していません。

子育てに関して相談したことのある相談先では、公的な相談窓口は少なく、親族、配偶者・パートナーが多い状況です。また、学校やこども園の先生、地域の知人・友人、学校やこども園の保護者仲間の回答もそれぞれ3~5割あり、地域でのつながりがあると考えられるため、そのような場での相談が、必要に応じて公的な相談窓口につながる仕組み・ネットワークが重要です。保護者にとって身近な学校等関係機関との支援ネットワークを強化するとともに、公的機関・専門機関の相談窓口の周知や、ICTの活用を含めた相談支援体制の充実が必要と考えられます。

●仕事と家庭の両立支援

就学前児童保護者のアンケート調査結果では、子どもが生まれたときに働いていなかったとの回答が10ポイント以上減少し、共働き世帯の割合が増加しています。

また、育児休業の取得割合は母親・父親ともに前回調査より上昇していますが、育児休業を取得しなかった理由について、仕事の忙しさのほか、経済的な問題や、職場の雰囲気・育児休業に関する職場の制度の回答が、母親で1割弱、父親で1割強みられ、育児休業をとりたくてもとれない状況がうかがえます。

父親では、育休後の短時間勤務制度の利用はみられず、母親では利用状況に大きな変化はありませんでした。母親が短時間勤務制度を利用しなかった理由では、職場の雰囲気に関する回答の割合が最も高くなっているほか、経済的な問題や、短時間勤務制度を利用できることを知らなかったという回答の割合が高くなっています。

国の支援制度等について子育て家庭への周知に向けた取組を強化するとともに、企業等への啓発により、育児休業の取得や短時間勤務制度の利用を推進するなど、地域全体で子育て家庭を応援する社会づくりが求められています。

●安心・安全な環境の整備

充実を希望する子育て支援サービスでは、医療体制やインフラの整備といった安心・安全に関わる部分や、経済的支援に関する回答が高くなっています。また、高校生のワークショップでは、公園の大切さや室内の遊び場を求める意見もみられました。本市で安心して子育てを続けられるためには、県や近隣地域と連携・協力しながら、子育てを取り巻く多角的な支援が重要です。

●教育・保育事業、子育て支援事業の充実

地域子育て支援拠点事業を利用していない人が約 8 割であり、現在利用していないが今後利用したい人は約2割みられます。引き続き、子育て家庭が利用しやすいような運営と、施設に関する周知を続けていく必要があります。

また、長期休暇中の学童保育の利用希望が高く、こども誰でも通園制度の利用希望は約7割みられました。本市で必要なサービスの在り方を検討し、制度の準備や保護者への周知を進めていきます。

子育てについて、中高生保護者では「大変だと感じることが多い」「非常に不安や負担を感じる」人の割合が就学前児童保護者、小学生保護者に比べてやや高くなっています。子どもの年齢が高くなっても相談支援が切れ目なく受けられる伴走型の支援が求められています。

また、女性の就業率上昇に伴い、仕事と仕事以外のバランスがとれていないと感じている人が約2割となっています。仕事と子育ての両立で大変なこととして、代わりに面倒をみる人がいないこと、子どもと接する時間が少ないこと、急な残業や出張が入ってしまうことの回答が高く、働きながら子育てする家庭を支援するための体制の整備が必要です。

●子どもの権利を守る取組の強化

アンケート調査では、虐待を見聞きしたことがある人は、2～3%、虐待かどうかわからないがおかしいと思ったことがある人は1割程度でした。虐待の早期発見・未然防止のため、子育て世帯が相談しやすい相談方法の検討や、地域の人が気づいたときに相談できる窓口の周知が必要です。

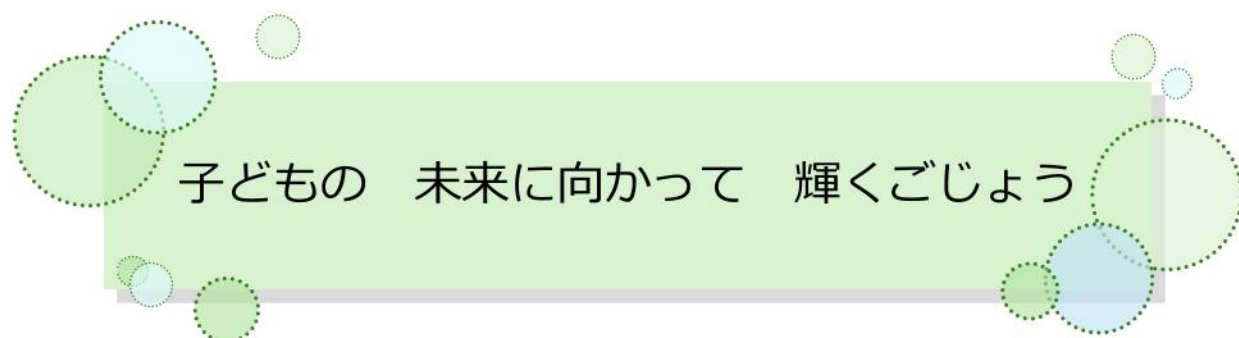
ヤングケアラーの認知度は、保護者に比べ、中高生本人調査では低くなっていました。また、中高生本人向けの調査では、ヤングケアラーの可能性がある回答がみられました。保護者向けの調査では、ヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応について、「何もしない」が4～6%程度、「わからない」が25%程度みられました。子どもは自身の環境に疑問をもちにくいいため、ヤングケアラーの概念について正確に伝えるとともに、子ども本人が相談しやすい状況や、周囲が気づいたときに必要な支援につなげられるようなネットワークづくりが必要です。ヤングケアラーと思われる状況にあるときに、家族や本人に必要な支援につなげられるよう、庁内・関係機関との連携、支援の仕組みの整備を進めていく必要があります。



第3章

基本理念と施策体系

1. 第3期計画の基本理念



子どもの 未来に向かって 輝くごじょう

本市では、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、子育て世帯の不安や負担が増加していると考えられます。このような課題の解決や社会情勢の変化に対応するため、子育て支援施策のさらなる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

第1期計画から第2期計画において、子どもは次代を担う社会の宝であり、子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもも保護者も笑顔で子どもが健やかに成長し、「五條市で育ってよかった」「五條市で子育てしてよかった」「五條市で子育てがしたい」と思える“まち”づくりを推進してきました。第3期計画においてもこの基本理念を継承し、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを産みたい・育てたいと思える“まち”づくりを目指します。

2. 計画の基本目標

基本理念を実現するため、本市の子どもの育ちと子育て支援の方向性を踏まえつつ、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1：安心して子育てできる環境づくり

- 子どもを安心して生み育てる環境整備のため、幼児教育・保育事業と子育て支援サービスの充実を図ります。
- 子育てに関する不安やストレスの軽減や子どもと保護者の交流などのために、適切な機会や場の提供を行います。
- 子育てを取り巻く生活環境の改善や経済的負担の軽減に努めます。
- 子どもの権利が最大限尊重される社会を目指して、様々な取組を推進します。
- 子育て家庭の核家族化や共働き世帯の増加に対応するため、父子・母子家庭への支援を積極的に進めます。

基本目標2：次世代を築く環境づくり

- 妊娠・産前産後から乳幼児期において、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりのため、子育てに関する相談・健診事業の充実に努めます。
- 少子化を抑止するための定住促進を行い、地域に子どもの声が響く活気のある“まち”づくりを推進します。
- 本市で育つ子どもが本市を支える大人となるように、ふるさとを愛する心の教育や地域での異世代交流活動などを推進します。
- ニーズを的確に踏まえた実効性のある施策とするためにも、子ども本人や子育てに関わる人の意見を施策に反映するよう努めます。また、子どもが、子どもに関わる政策などに意見や考えを表明できる機会の拡大に努めます。

基本目標3：子どもが健やかに、たくましく育つ環境づくり

- 公園など子どもに身近な遊び場の確保や、通学路・生活道路などの安全対策を進めます。
- 子どもの生きる力を育成する学校教育の推進、豊かな心を育成する多様な体験活動などを充実していきます。
- 不登校児や障がい及び発達上の課題のある児童生徒に対し、配慮の行き届いた施策を進めます。
- 子どもと保護者が心身共に健全に過ごせるように健康や食に関する支援や取組を進めます。

3. 施策体系

基本理念の実現に向け、以下のように施策を展開します。



第4章 施策の展開

1. 安心して子育てできる環境づくり

(1) 幼児教育・保育及び子育て支援サービスの実施

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
幼児教育・保育事業	小学校就学前の子どもに対し、適切な教育・保育を提供しています。	児童福祉課 子ども未来課
	多様化する教育・保育ニーズに対応するため、民間活力を導入した公私連携幼保連携型認定こども園の設置に向け取り組み、市全体の教育・保育のさらなる充実を図ります。	子ども未来課
認可外保育施設の支援	認可外保育施設の保育の質の確保・向上についての支援を行っています。	子ども未来課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を延長して保育を行っています。	子ども未来課
一時預かり事業	保護者の急な用事や短期のパートタイム就労、リフレッシュしたいなどの理由で子どもを預けたいときに、一時的に預かり保育を行っています。	児童福祉課 子ども未来課
子育て短期支援事業 (ショートステイ、 トワイライトステイ)	保護者が疾病などの理由で養育が困難になった児童を、一定期間養育・保護を行う事業です。児童養護施設などに委託し実施しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
放課後児童健全育成事業 (学童保育所) の充実	保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。	子ども未来課

事業名	事業内容	担当部署
地域子育て支援拠点事業	五條市子育て支援センターや五條児童館において、乳幼児とその保護者を対象に子どもと保護者が交流する場や遊び場を提供しています。子育てに関する相談や情報提供なども行っています。	児童福祉課
児童館事業	五條市人権総合センターでは、小・中・高校生に、児童館では18歳未満の子どもたちに居場所や健全な遊びを提供して、健康を増進し情操を豊かにする事業を実施しています。	人権施策課 児童福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援を受けたい人と支援を行いたい人がそれぞれ会員となり、地域の中で子育ての助け合いを実施する事業です。地域全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進しています。	児童福祉課
病後児保育事業	病気などの回復期にある児童を病後児保育実施施設で保育及び看護をすることで、保護者の子育てと就労の両立を支援しています。	子ども未来課
子育て支援	子育て中の保護者などの悩みを解消し、安心して子育てができるように、子どもと保護者が集まり遊ぶスペース、子育て相談や地域の子育て情報の提供を行います。また、夏休み期間中の預かり保育の一環としてプール教室、未就園児等を対象とした体験入園・体験講座を実施しています。	子ども未来課
保育教諭等の資質の向上事業	市内外の各種研修会に参加し、資質の向上を図り、教育・保育サービスの充実に努めています。	児童福祉課 子ども未来課

(2) 相談、情報共有、交流の場の充実

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
家庭児童相談事業	家庭児童相談員を配置し、家庭における人間関係の健全化及び子どもの養育の適正化等相談指導援助の充実・強化を図っています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
教育相談事業	専任のカウンセラーによる相談を実施しています。保護者の都合などにより小・中学校、こども園でも面談を行います。	子どもサポートセンター
産後ヨガ	ヨガを通じて、保護者間の情報交換の機会やリフレッシュできるリラックスタイムを提供しています。また、保健師等による相談も行っています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
すこやか相談、おひさま	発達の遅れがある、または疑われる子どもの保護者及び子育てに不安をもつ保護者との相談の場を提供し、子どもへのより良い支援を目指しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
療育教室(リズムキッズ・からだあそび)	発達の遅れがある子どもを対象に、早期療育の実施及び保護者との面談などを行っています。保護者が支援方法を知り、子どもの発達につながるよう支援します。	児童福祉課 (こども家庭センター)
子育てサークルへの支援	子どもと保護者を対象とした地域サークルを育成するため、活動場所の提供や広報紙の活用、利用者支援事業の実施などを行っています。子育て支援センターが中心となりのサークル活動の充実に努めます。	児童福祉課
すくすく子育て定期便事業	市内に住民登録がある乳児家庭を保健師、看護師等(すくすく支援員)が毎月訪問し、おむつを毎月宅配することで経済的な負担を軽減するとともに、子育てに関する悩み相談や情報提供を行い、保護者の精神的負担を軽減し、育児家庭の孤立を防ぐことを目的とします。	児童福祉課 (こども家庭センター)

(3) 公共交通の確保

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
地域の公共交通網の確保・維持	コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどの運行及び奈良交道路線バスに対する運行維持対策費負担金の拠出により、地域公共交通網を構築・維持し、交通弱者である子どもなどの移動手段の確保に努めています。	総務管財課

(4) 子育て世帯への経済的支援の実施

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
児童手当	18 歳到達後の最初の年度末までの児童を扶養している方に児童手当を支給し、家庭などにおける生活の安定と次世代を担う児童の健やかな成長を目指します。	児童福祉課
子ども医療費の助成制度	安心して子育てできるまちを目指し、子どもの健やかな成長と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成しています。(0 歳～18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで対象)	保険年金課
保育料の減免制度	生計維持困難者、災害、児童の入院などに該当する世帯に対し、保育料を減額・免除します。	子ども未来課
保育料の第 2 子以降無償化	保護者と生計を一にする子どものうち第 2 子以降の保育料を無償化しています。	子ども未来課
就学援助費	経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭の児童生徒に、学用品費・学校給食費（無償化を実施する場合は対象外）・医療費などを援助します。	学校教育課

事業名	事業内容	担当部署
学校給食費の無償化	保護者の経済的負担の軽減を図るため、市立小・中学校に通学している児童・生徒の学校給食費を無償化しています。	学校教育課
妊婦のための支援交付金	妊婦やその家族に面談等により情報提供や相談を行うとともに、経済的支援を行います	児童福祉課 (こども家庭センター)

(5) 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
児童虐待防止及び配偶者等暴力防止ネットワーク	被虐待児をはじめとする支援対象児や配偶者などからの暴力被害者などを早期に発見して適切な保護を図るため、関係機関が情報を共有し児童の健全な成長及び被害者の安全な生活を支援します。	児童福祉課 (こども家庭センター)
CAP (キャップ)	CAP とは"Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止)"の頭文字です。子どもが暴力から自分を守るための予防教育プログラムを実施しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
子どもや保護者に対する相談体制の充実	子どもの社会生活への対応、校内暴力やいじめ・不登校などの問題解決、子育てに対する支援を図るため、スクールカウンセラーの配置や必要に応じた訪問指導に努めます。 要保護児童対策地域協議会において、こども園、学校等の関係機関とのネットワークの強化を図り、相談事業(電話相談・来所相談・家庭訪問等)の充実に努めます。	児童福祉課 学校教育課 子ども未来課 子どもサポートセンター
子どもの人権教育・啓発の推進	小・中学校から人権作文や人権ポスター・標語を募集し、優秀な作品について、広報紙・ホームページに掲載及び各所に展示し、普及啓発を行っています。	人権施策課 学校教育課

事業名	事業内容	担当部署
子どもの人権に配慮した教育・保育の推進	こども園・学校においては、発達段階に応じ、教育活動全体を通じて人権尊重、生命尊重の精神を育成し、幼児・児童生徒一人一人の個性を生かし、自己実現の喜びを実感できるよう活力ある学校・園づくりに努めます。	学校教育課 子ども未来課 子どもサポートセンター
	子どもの育ちをつなぎ教育を充実させるため「こども園、小学校の架け橋期のカリキュラム」の開発に努めます。また、小中交流会において子ども達の姿や学習面の傾向等を話し合い、取組や対応について情報交換を行います。	学校教育課 子ども未来課
教職員への研修の充実	こども園・学校における人権教育の効果を高めるため、教職員の研修への積極的な参加を促すとともに、職員間で熟議の場を設けるなど、人権感覚の研さんに努めます。	学校教育課 子ども未来課
教育相談カウンセリング	いじめに対して、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。	学校教育課 子どもサポートセンター
教育支援センターの運営	教育支援センター「くすのき教室」を運営し、不登校の子どもたちの居場所づくりや、在籍校と連携し登校できるよう支援を行います。	子どもサポートセンター
養育支援訪問事業	家庭における適切な子どもの養育を確保するために、育児不安を抱える家庭、不適切な養育状態にある家庭等を訪問し、養育に関する指導・助言を行っています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
オレンジリボンキャンペーン	11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、オレンジリボンキャンペーンを実施しています。小・中学校、こども園や子育て支援センター、児童館等へ啓発、また、市役所内でのパネル展示、街頭啓発などを実施しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)

事業名	事業内容	担当部署
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、相談・家事・育児等の支援を行い、家庭や養育環境を整えることで虐待のリスク等の高まりを未然に防ぎます。	児童福祉課 (こども家庭センター)
子どもをトラブルから守るための取組	インターネットや様々なメディアを通じた有害情報から子どもを守り、犯罪やトラブルに巻き込まれないために、家庭や学校、関係機関等と連携しながら、法的な責任や起こり得る危険性等について知識の普及や啓発に努めます。	学校教育課 子ども未来課 子どもサポートセンター
消費者被害防止対策事業	成年年齢の引き下げに伴う消費者被害を未然に防ぐため、広報啓発に努めるとともに、消費生活相談窓口と連携しながら被害者支援を行います。	産業観光課
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供することで虐待を防止し、児童の最善の利益の保証と健全な育成が図られるよう努めます。	児童福祉課

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	国・県などの関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広め、事業所や就労者、関係団体などへの普及啓発に努めています。また、男女共同参画講演会を実施しています。	人権施策課
多様な働き方の実現	国や県主催のセミナー・講演会などに参加し、必要な情報収集・提供を行っています。	人権施策課
安心して働き続けるための支援策の充実	多様な就労形態に対応し、仕事と子育ての両立ができる保育サービスを充実します。	子ども未来課

(7) ひとり親家庭への支援

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭等の日常生活の様々な相談にきめ細かく対応するために母子・父子自立支援員を配置し、母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用相談や就労支援などを行っています。	児童福祉課
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童扶養手当を支給しています。	児童福祉課
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭などの保健向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成しています。	保険年金課

事業名	事業内容	担当部署
就学援助費（再掲）	経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭の児童生徒に、学用品費・学校給食費（無償化を実施する場合は対象外）・医療費などを援助します。	学校教育課
高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金	母子家庭の母、父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等対象資格の取得を目指して修業する場合、受講期間の一定期間について生活費として「高等職業訓練促進給付金」を、また、養成機関の修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	児童福祉課
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母、父子家庭の父が、就職するために有利な教育訓練を受講する場合、入学金及び受講料の一部を支給します。	児童福祉課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子家庭の母、父子家庭の父またはその子どもが、自立に向けた意欲的な取組として、高卒認定試験合格のための講座（通信教育を含む）の受講を開始した際、これを修了した際及び高卒認定試験に合格した際に受講費用の一部を支給します。	児童福祉課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親・寡婦が、修学等自立に必要な理由や疾病などの理由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合や、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員が身の回りの世話などを行います。	児童福祉課

2. 次世代を築く環境づくり

(1) 母子保健の充実

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
不妊・不育治療費助成事業	「一般不妊治療」及び「生殖補助医療」等にかかる費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減しています。また、専門医により不育症と診断され、医師が必要と認めた検査及び治療にかかる費用の一部についても助成しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
任意風しん予防接種費助成	妊娠初期の女性が風しんにかかることを防ぐため、風しん予防接種費用の一部を助成しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
親子健康手帳の交付 (妊婦初回面接)	妊婦・子育て世帯がより安心して出産・子育てできるようにするため、全妊婦に保健師による面接を実施しています。特に、初産婦には時間をかけて面接を行い、ケアプランの作成をするなど妊娠時から出産・子育てまで一貫した相談支援(伴走型相談支援)を行っています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
妊婦健康診査費用助成	妊婦健康診査費用の経済的負担の軽減を図ることにより、胎児や妊婦の健康管理及び健康保持につなげています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
母親教室・子育て教室	子育て教室は休日に実施し、沐浴体験や入院準備、妊娠中の栄養についてなどの講義を行っています。また、母親教室は、マタニティヨガを実施しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
妊婦訪問、新生児 (未熟児含む) 訪問	妊娠中を安全・安心に過ごすことを目的に、希望者に対し妊婦訪問を実施しています。産後は養育支援訪問事業として、新生児訪問を実施し、子育てに関する情報提供などを行っています。	児童福祉課 (こども家庭センター)

事業名	事業内容	担当部署
すこやか親子事業 (産婦健診・生後 1 か月 児健康診査、新生児聴覚 検査)	産後の母親の心身の健康管理や乳 児の成長発達、病気の早期発見や治 療につなげるため、産婦健診・生後 1 か月児健康診査、新生児聴覚検査 を実施しています。 経済的負担の軽減を図るために費 用の一部を助成しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
産後ケア事業	産後の親子の心身のケアや育児サ ポート等を行います。産後ケア施設 において宿泊や日帰りでケアを受 けたり、助産師等が自宅に訪問し一 人一人にあったケアを受けること ができます。産後も安心して子育て できるよう費用の一部助成を行っ ています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
定期予防接種	国が定める予防接種をスムーズに 受けられるよう接種時期を個別に お知らせするとともに、未接種者に は、接種勧奨の案内を行っています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
乳幼児健診・相談	4 か月児、7 か月児、10 か月児、 12 か月児、1 歳 8 か月児、3 歳 6 か月児を対象に内科の診察を、2 歳 児、3 歳 6 か月児を対象に歯科検 診を、また、3 歳児及び希望者等に 育児相談を実施しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
離乳食教室、体重測定会	離乳食の役割や進め方、調理方法な どの離乳食教室と、体重測定や育児 相談を実施しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
訪問指導、個別相談、 電話相談	乳幼児健診未受診者の追跡や育児 不安の解消を目的として訪問を実 施しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
SNS を利用した 子育て情報の配信	五條市公式 LINE 等、SNS で、子育 てに関する様々な情報を配信して います。	児童福祉課 (こども家庭センター)

(2) 若者・子育て世帯の定住促進

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
結婚新生活支援事業	経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することを目的として、新規に婚姻した世帯（申請者及びその配偶者の双方の年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下の者等）に対し、婚姻に伴う住居費、引越費用、住宅取得費用及び住宅リフォーム費用の一部を補助します。	児童福祉課
西吉野農業高校魅力化推進事業	地域と連携し、農業や農業法人、市の関係部局等で構成する「西吉野農業高等学校を支援する会」を中心に生徒の農業実習や卒業後の支援を進めています。今後は、住みやすいまち、五條の魅力を関係部局との協力によりアピールするとともに定住促進を図ります。	教育総務課 学校教育課

(3) 次世代の地域を支える人づくり

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
ふるさと教育の充実	ふるさと教材「五條かるた」や「五條学」を活用するなど、学校におけるふるさと教育を推進しています。	学校教育課

(4) 子育てに関わる人の意見の尊重

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
子どもの保護者や、子育て支援に関わる当事者の意見の反映	子どもの保護者や、子育て支援に関わる当事者の意見把握に努め、求められる支援の提供を図ります。	児童福祉課 子ども未来課

3. 子どもが健やかに、たくましく育つ環境づくり

(1) 子どもの遊び場の充実

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
児童遊園地の運営・整備	45 か所の児童遊園地について、直営または自治会などへの委託により維持管理し、地域の児童やその家族に適切な遊びの場を提供しています。利用のない児童遊園地については廃止に向けての対応を検討していきます。	公園緑地課
公園・認定こども園・小学校の遊具の整備	児童が安全・安心して遊具を使用できるよう、専門業者による遊具の定期的な保守点検を行い、遊具の異常の有無・劣化・作動状況・損耗状況を確認しています。その結果に基づき危険な遊具については、修理などを行っています。	公園緑地課 教育総務課 子ども未来課
通学路や散歩経路の安全確保	通学路に指定されている道路や散歩経路などについて、道路管理者と協議調整を行い、適宜ガードレールやグリーンベルトの設置を行うなど、安全面に配慮した道路環境整備を進めています。学校現場では、先生方から講話を行うなどをし、安全教育に取り組んでいます。	教育総務課 学校教育課

(2) 教育環境の充実

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
教育体制・カリキュラムの充実	指導や助言を丁寧に行い、子どもがより良く成長するための教育体制、カリキュラム及び学習活動の充実を図っています。	子ども未来課
個別最適な学びの推進	一人一人に応じた多様な教材・学習時間・方法等の柔軟提供と、自分に最適な学びを自力で計画・実行できる生徒を育成しています。	学校教育課
思春期保健対策事業	思春期の子どもたちが、生命の尊厳を理解し、自他の生命を尊重しようとする心情を育て、自尊感情を高め、適切な行動をとることができるよう発達段階に応じた教育を小・中学校と連携し実施しています。	児童福祉課 (こども家庭センター)
学校（園）支援事業の充実	市のアドバイザーチームを編成し、訪問を通して学校（園）支援を充実していきます。	学校教育課 子ども未来課
通級指導教室の充実	小学校での通級指導教室や巡回相談の実施により、支援の必要な児童への個別の支援を行っています。今後は、小・中学校で通級指導を希望する児童生徒が、保護者の送迎がなくても在籍校において指導を受けられるよう、取組を拡充していきます。	学校教育課
防犯・防災訓練の実施	不審者対応訓練や地震、火災などの避難訓練を学校及びこども園で定期的に行っています。	学校教育課 子ども未来課

(3) 障がい児への支援

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
障がいの早期発見・早期療育・フォロー	就学指導委員会との連携による障がいの早期発見・早期療育支援・フォローを実施しています。	児童福祉課（こども家庭センター） 学校教育課 子ども未来課
障がい児支援サービスの充実	障がいのある子どもが適切な療育を受けることができるようサービスの支給決定を行っています。	社会福祉課
関係団体との連携による支援体制の強化	発達障がいのある子どもやその家族などの相談窓口となり、県・関係機関と連携し、相談支援のネットワーク構築に取り組んでいます。	社会福祉課
障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする重度障がいのある子どもに対し、障害児福祉手当を支給しています。	社会福祉課
まほろば「あいサポート運動」への参画	障がいのある人もない人もともに暮らしやすい共生社会を実現することを目的とする「あいサポート運動」に参画しています。	社会福祉課
五條市手話言語条例の制定	手話への理解を促進し、地域において手話を使用しやすい環境を構築できるよう、手話への理解及び普及を図るための施策などを推進しています。	社会福祉課
障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の制定	障がいのある人への理解不足などにより、障がいのある人が障がいを理由とした不利益な扱いを受けることがないよう、職員が障がいのことを理解し、配慮や工夫をするなど、適切に対応するために必要な事項を定めています。	社会福祉課
特別児童扶養手当	20歳未満の、身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父母等に、児童の福祉の増進を図ることを目的として特別児童扶養手当を支給しています。	児童福祉課

(4) 不登校児への支援

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
「親の会」の運営事業	不登校及びその傾向をもつ児童生徒の保護者が集い、保護者同士が悩みを共有し、より良い関係を築くことに重点をおいた取組を進めています。	子どもサポートセンター
レジリエンスサポートキャンプ	登校しぶりや不登校気味の児童生徒とその保護者を対象に、自己治癒力の回復（レジリエンス）・立ち直りの手助けのため、1泊2日の野外活動を実施しています。	子どもサポートセンター
学習機会や情報の提供	1人1台端末を活用して、学級の連絡を配信しています。また、教室以外の場所でも授業に参加できるように授業を配信したり、個々の習熟度に応じた課題に取り組むことができるAIドリルを導入したりしています。	学校教育課

(5) 食育の推進

主な取組

事業名	事業内容	担当部署
家庭における食育の推進	乳幼児期の「食」の大切さや望ましい食習慣の確立のため、給食レシピの提供、試食会、給食サンプルの掲示、親子クッキングの啓発などを行うことにより、保護者と子どもに食に対する関心と理解を推進しています。 食に関する情報を広報五條などの媒体を通じて発信するとともに、健診・検診会場や地域活動・イベントなどの機会を活用して周知します。 また、食に元々関心がある市民だけでなく、食に関心の薄い市民でも気軽に習得・実践できるような食に関する知識の普及啓発に努めます。 各小・中学校において、保護者を対象とした学校給食試食会や学校保健委員会等の開催、給食献立表で児童生徒の健康課題や食の大切さを発信し、家庭における食育の推進を促します。また、給食センターでは、子ども料理教室を実施し、子どもと保護者が食の大切さを学ぶ機会を設けています。	児童福祉課 (こども家庭センター) 学校教育課 子ども未来課

事業名	事業内容	担当部署
幼児教育・保育施設、 地域における食育の推進	クッキングや菜園活動を実施するなど、食に関して子どもの興味を引く指導を行い、食を通じた様々な教育・体験活動を行っています。定期的に給食委員会を開催し、園児全体の食の嗜好や、配慮が必要な園児の状況なども踏まえた給食献立を検討します。 また、各こども園で食育年間計画を作成し、食と健康、食と文化、いのちの育ちと食についての目標をもとに、食に関する正しい理解や判断力を養うように努めます。他にも、園だより（紙媒体、保育ＩＣＴシステム）などに食の情報を掲載することで、園児と保護者に対する啓発活動を推進します。また、野菜の栽培活動・クッキングを実施することで、食に関心をもってもらえるように努めます。	児童福祉課 （こども家庭センター） 子ども未来課
学校における食育の推進	学校給食の実施と学校給食を生活した教材とした食育を推進しています。学校長を中心に、食に関する全体計画を作成し、各教科や学校行事、給食時間などにおける全体指導と、個別的な相談指導を実施します。特に、学校給食において、栄養バランスのとれた食事を提供することで、児童生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解や判断力を養うように努めます。また、ＩＣＴを活用するなどして、食に関する情報の積極的な発信に努めます。	児童福祉課 （こども家庭センター） 学校教育課

第5章

子育て支援事業の 利用見込みと確保の内容

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、認定区分ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業の提供区域について、第2期計画と同様に、市全域を教育・保育提供区域（1区域）と設定します。

2. 就学前児童への教育・保育事業

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。多様化する保育ニーズに対し、公私連携法人の蓄積されたノウハウを活用した柔軟な教育・保育事業の実施により、子育て支援の充実を図ります。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	
3号	0～2歳		

(ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

認定こども園5か所で受け入れを行っています。今後は、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう、量と質の確保に取り組めます。

(単位:人)

1号認定（3～5歳）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 (推計値)	39	35	34	31	30
確保方策	95	95	95	95	95
(参考) 第2期計画中的 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	79	65	44	40	41

※実績値は子ども未来課調べの各年度4月1日時点の数値です。

※五條市に在住しており、1号認定を受ける児童の数

(イ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園を利用）

認定こども園5か所で受け入れを行っています。本市の子どもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、量と質の確保による適切なサービスの提供に努めます。

(単位:人)

2号認定（3～5歳）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 (推計値)	262	240	227	209	202
確保方策	312	312	312	312	312
(参考) 第2期計画中的 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	396	384	353	312	268

※実績値は子ども未来課調べの各年度4月1日時点の数値です。

※五條市に在住しており、2号認定を受ける児童の数

(ウ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園を利用）

認定こども園5か所で受け入れを行っています。国の定めにより、0歳と1～2歳の区分で量の見込みと確保方策を検討しています。2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、量と質の確保による適切なサービスの提供に努めます。

(単位:人)

3号認定（0歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 (推計値)		30	28	27	25	24
確保 方策	保育所 認定こども園	30	30	30	30	30
(参考) 第2期計画の中 の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		30	24	28	30	32

※実績値は子ども未来課調べの各年度末時点の数値です。(令和6年度は見込み値)

※五條市に在住しており、3号認定を受ける0歳児童の数

(単位:人)

3号認定（1歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 (推計値)		51	52	49	47	46
確保 方策	保育所 認定こども園	61	61	61	61	61
(参考) 第2期計画の中 の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		53	63	54	53	53

※実績値は子ども未来課調べの各年度4月1日時点の数値です。

※五條市に在住しており、3号認定を受ける1歳児童の数

(単位:人)

3号認定（2歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 (推計値)		69	65	66	62	60
確保 方策	保育所 認定こども園	92	92	92	92	92
(参考) 第2期計画の中 の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		99	78	79	67	67

※実績値は子ども未来課調べの各年度4月1日時点の数値です。

※五條市に在住しており、3号認定を受ける2歳児童の数

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の事業が定められています。

	対象事業	担当部署
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業	児童福祉課 (こども家庭センター)
	(2) 地域子育て支援拠点事業	児童福祉課
	(3) 妊婦健康診査	児童福祉課 (こども家庭センター)
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	児童福祉課 (こども家庭センター)
	(5) 養育支援訪問事業	児童福祉課 (こども家庭センター)
	(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	児童福祉課 (こども家庭センター)
	(7) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) ※小学生対象	児童福祉課
	(8) 一時預かり事業	子ども未来課 児童福祉課
	(9) 時間外保育事業 (延長保育事業)	子ども未来課
	(10) 病児・病後児保育事業	子ども未来課
	(11) 放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	子ども未来課
	(12) 子育て世帯訪問支援事業	児童福祉課 (こども家庭センター)
	(13) 児童育成支援拠点事業	児童福祉課
	(14) 親子関係形成支援事業 (新規事業)	児童福祉課 (こども家庭センター)
	(15) 妊婦等包括相談支援事業 (新規事業)	児童福祉課 (こども家庭センター)
	(16) 産後ケア事業 (新規事業)	児童福祉課 (こども家庭センター)
	(17) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (新規事業)	子ども未来課
	(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
	(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊婦やその配偶者・パートナー等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
(参考) 第2期計画の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	母子保健型	1	1	1	1	1

※実績値は児童福祉課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、五條市子育て支援センター「はっぴい」での「わくわくルーム」や五條児童館の事業として「つどいの広場」などを実施しており、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：利用延人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		5,573	5,388	5,249	5,041	4,856
確保方策		9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
(参考) 第2期計画の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4,974	2,132	4,051	6,197	4,983

※実績値は児童福祉課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(3) 妊婦健康検査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も親子健康手帳(母子健康手帳)の交付時に受診券(14回分)を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

(単位：人、回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	対象人数(人)	86	84	81	79	77
	健診回数(回)	918	895	871	847	824
(参考) 第2期計 画中的実 績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	対象人数(人)	106	106	96	88	84
	健診回数(回)	1,172	1,048	1,053	948	949

※実績値は児童福祉課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

今後もすべての家庭を訪問することを目指して、事業を継続していきます。

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		78	76	74	72	70
(参考) 第2期計 画中的の 実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		82	88	82	71	78

※実績値は児童福祉課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

すべての子どもの健やかな育ちが約束されるよう、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	168	166	164	162	160
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	100	91	161	71	125

※実績値は児童福祉課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで保護者が一時的に子どもの養育が困難となった場合に、トワイライトステイとは、仕事などにより平日の夜間または休日に保護者が不在となった場合などに、児童養護施設などにおいて子どもを預かり保護し、生活指導、夕食、入浴の世話などを行う事業です。現在、8施設(市内2、市外6)に事業を委託して実施しています。

(単位：利用延人数)

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	118	118	118	118	118
確保方策	118	118	118	118	118
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	37	213	242	73	51

※実績値は児童福祉課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(単位：利用延人数)

トワイライトステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	4	7	0	0	0

※実績値は児童福祉課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）※小学生対象

五條児童館では、「子育ての援助を受けたい人（利用会員）」と「子育ての援助を行いたい人（サポート会員）」が会員となり、子育てを助け合うファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

ここでは、小学生を対象とした量の見込みと確保方策を検討しています。引き続き、当該事業の趣旨と目的が周知され、事業の利用が拡大するように取り組んでいきます。

(単位：利用延人数)

低学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9	8	7	6	6
確保方策	50	50	50	50	50
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0	3	0

※実績値は児童福祉課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(単位：利用延人数)

高学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	79	77	74	64	57
確保方策	100	100	100	100	100
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0	0	0

※実績値は児童福祉課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(8) 一時預かり事業

①認定こども園における1号認定児を対象とした預かり保育と、②認定こども園における預かり保育以外の一時預かりの区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。

子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

① 認定こども園における1号認定児を対象とした預かり保育（幼稚園型）

認定こども園において通常の就園時間を延長して預かる事業です。

(単位：利用延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,947	1,747	1,697	1,548	1,498
確保方策	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5,124	3,808	1,604	1,949	2,281

※実績値は子ども未来課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

② 認定こども園における預かり保育以外の一時預かり（一般型）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児を、認定こども園、地域子育て支援拠点などの場所において、一時的に預かる事業です。

(単位：利用延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,024	960	922	865	835
確保方策	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,000	1,576	700	1,190	1,137

※実績値は子ども未来課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に、認定こども園などで保育を実施する事業です。

共働き家庭・ひとり親家庭などの保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	187	175	168	157	152
確保方策	250	250	250	250	250
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	83	129	235	213	231

※実績値は子ども未来課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気となったときや、その回復期に、認定こども園などの専用スペースで保育を行う事業です。

本市では、令和4年度からきぼうこども園で病後児保育を実施しており、利用実績はまだありませんが、共働き家庭・ひとり親家庭などの保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：利用延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	36	36	36	36
確保方策	720	720	720	720	720
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0	0	0

※実績値は児童福祉課調べの各年度末の数値です。(令和6年度は見込み値)

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供する事業です。

共働き世帯やひとり親家庭のいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、学童保育所の確保及び内容の充実に努めます。

(単位：人)

低学年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	216	192	166	161	145
	高学年	123	120	111	96	85
	計	339	312	277	257	230
確保方策	低学年	217	217	217	217	217
	高学年	123	123	123	123	123
	計	340	340	340	340	340
(参考) 第2期計画の中 の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	低学年	288	243	261	261	243
	高学年	122	140	140	130	120
	計	410	383	401	391	363

※実績値は子ども未来課調べの各年度4月1日時点の数値です。

(12) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを聴くとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の1つとなりました。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	984	984	984	984	984
確保方策	984	984	984	984	984

(13) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の1つとなりました。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47	47	47	47	47
確保方策	47	47	47	47	47

(14) 親子関係形成支援事業（新規事業）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の1つとなりました。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	24	23	23
確保方策	25	25	24	23	23

(15) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

妊婦・その配偶者等に対して、面談等により心身や環境の状況の把握を行うほか、情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の1つとなりました。

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	241	238	231	225	219
確保方策	241	238	231	225	219

(16) 産後ケア事業（新規事業）

産後1年以内の母親とその乳児が、産後ケア施設への宿泊や通所、施設からの訪問により、助産師等から産後の親子の心身のケアや育児サポートを受けられるサービスです。令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行によって、新たに「地域子ども・子育て支援事業」の1つとなりました。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	78	76	74	72	70
確保方策	78	76	74	72	70

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、保護者としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援です。令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行によって地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付となります。

令和8年度の制度の本格実施を見据え、提供体制の確保に努めるとともに、国の定める月一定時間までの利用可能枠の範囲内で安定的な制度運用が図れるよう、段階的な取組を進めます。

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	0	3	3	3	3
	1歳児	0	2	2	2	2
	2歳児	0	2	2	2	2
	計	0	7	7	7	7
確保方策	0歳児	0	3	3	3	3
	1歳児	0	3	3	3	3
	2歳児	0	3	3	3	3
	計	0	9	9	9	9

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭の子どもに対し、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費などの費用の一部を補助する事業です。

本市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制構築の支援を行う事業です。

本市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園の利用料等、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付について引き続き着実に進めます。

第6章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議の開催

定期的に子ども・子育て会議を開催し、子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどを行います。

2. 庁内体制の整備

子育て支援に関わる関係部局が連携・協力して、横断的な取組を積極的に進めます。

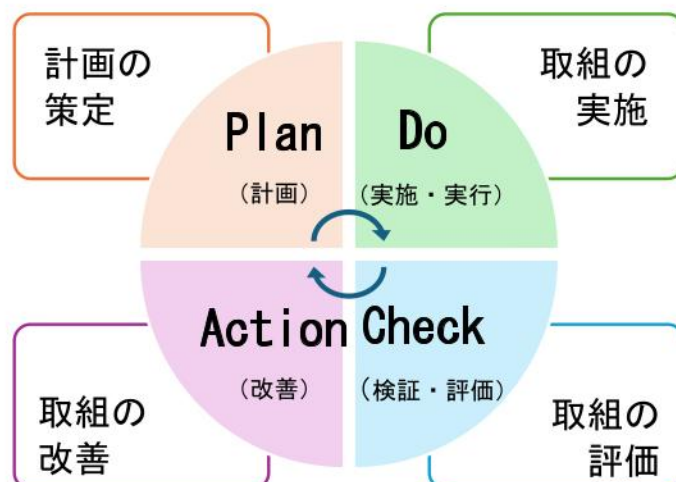
3. 地域における取組や活動の連携

保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体などの子育て支援団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。

また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画内容や市の事業等の広報・啓発に努めます。

4. PDCA サイクルによる検証

PDCA サイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげることとします。



資料

1. 子育て支援に関する五條市の特色ある事業

❖ 子育て世帯を応援する3つの支援 ❖

市立小・中学校の給食費無償化	保護者の経済的負担の軽減を図るため、市立小・中学校に通学している児童・生徒の学校給食費を無償化しています。
満1歳までの乳児のいる家庭に月1回の紙おむつ無償配布	看護師等がおむつを宅配することで、経済的な負担を軽減するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行い、保護者の精神的負担を軽減し、育児家庭の孤立を防ぐことを目的としています。
第2子以降の保育料無償化	保護者と生計を一にする子どものうち、第2子以降の保育料を無償化しています。

❖ その他にも充実した子育て環境 ❖

五條市子育て用品ゆずりあい	子育て世代の支援や資源の有効活用促進を図ることを目的に、家庭において不要となった子育てに関する物品を無償でゆずりあう場を提供しています。
病後児保育の実施	病気等の「回復期」で、保護者が就労等により家庭で保育が出来ない場合、お子さんをお預かりする施設があります。
18歳までの医療費を助成	安心して子育てができるまちを目指し、18歳までの医療費の一部を助成しています。
コミュニティバスや予約制乗合タクシーなどを運行	コミュニティバスや予約制乗合タクシーを運行しており、小学生以下・障がいをお持ちの方は無料で乗車できます。
子どもたちに大人気な遊び場「五條中央公園」	市内には子どもたちがのびのびと遊べる施設が数多くあります。特に、「五條中央公園」は、多目的グラウンドや親水広場などを備え、市外からも多くの家族連れが訪れます。

2. 五條市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 19 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、五條市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定するもののほか、市長又は五條市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、本市の子ども・子育て支援等に関する重要事項について調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し市長又は教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員及び臨時委員 20 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会の意見を聞いて市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域住民組織の代表者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援に従事する者
- (5) 次世代を担う者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 市及び関係行政職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、児童福祉課及び教育委員会が指定する所属において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例(昭和32年10月五條市条例第28号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成29年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在任する五條市子ども・子育て会議の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

3. 五條市子ども・子育て会議 委員名簿

〈令和5年度〉

(敬称略)

	区分	所属団体等	委員名
1	市議会議員	五條市議会議員 (厚生建設常任委員会 委員長)	山口 耕司
2		五條市議会議員 (総務文教常任委員会 委員長)	吉田 正
3	地域住民組織の 代表者	五條市自治連合会 会長	◎ 丸山 泰登美
4	子どもの保護者	五條市立認定こども園 保護者代表 (みらいこども園)	堀 剛久
5	子ども・子育て支援 に従事する者	五條市社会福祉協議会 会長	○ 清水 勝
6		社会福祉法人 智辯会 ちべん保育園 園長	大森 圭祥
7		社会福祉法人 愛誠会 なかよしこども園 園長	西浦 将芳
8		五條市校園長会会長 (五條小学校長)	延原 喜久子
9		五條市立認定こども園 園長代表 (ゆめこども園園長)	谷口 美穂
10	学識経験を有する者	帝塚山大学 教育学部 こども教育学科 教授	杉村 智子
11		奈良県 保育アドバイザー	和田 みち子
12		五條市教育委員	井田 栄子
13	市及び関係行政職員	五條市教育部長	名迫 雅浩
14		五條市あんしん福祉部長	谷口 久美

(◎:会長、○副会長)

〈令和6年度〉

(敬称略)

	区分	所属団体等	委員名
1	市議会議員	五條市議会議員 (厚生建設常任委員会 委員長)	山口 耕司 令和6年12月19日まで
			吉田 正 令和6年12月20日から
2		五條市議会議員 (総務文教常任委員会 委員長)	吉田 正 令和6年12月19日まで
			福塚 実 令和6年12月20日から
3	地域住民組織の 代表者	五條市自治連合会 会長	◎ 丸山 泰登美
4	子どもの保護者	五條市立認定こども園 保護者代表 (ゆめこども園)	松岡 伸幸
5	子ども・子育て支援 に従事する者	五條市社会福祉協議会 会長	○ 清水 勝
6		社会福祉法人 智辯会 ちべん保育園 園長	大森 圭祥
7		社会福祉法人 愛誠会 なかよしこども園 園長	西浦 将芳
8		五條市校園長会会長 (五條西中学校長)	奈加 晃典
9		五條市立認定こども園 園長代表 (きぼうこども園園長)	栗山 右子
10	学識経験を有する者	帝塚山大学 教育学部 こども教育学科 教授	杉村 智子
11		奈良県 保育アドバイザー	和田 みち子
12		五條市教育委員	井田 栄子
13	市及び関係行政職員	五條市教育部長	名迫 雅浩
14		五條市あんしん福祉部長	谷口 久美

(◎:会長、○副会長)

4. 計画策定の経緯

年度	月日	内容
令和5年度	1月23日	令和5年度 五條市子ども・子育て会議 ●五條市子ども・子育て支援事業計画について ①第2期事業計画の進捗状況の報告について ②第3期事業計画策定にかかるニーズ調査について ●五條市立認定こども園について
	2月20日～ 3月8日	子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和6年度	8月9日	令和6年度 第1回 五條市子ども・子育て会議 ●第2期五條市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告等について ●第3期五條市子ども・子育て支援事業計画の策定について ①子育て支援に関するアンケート調査結果概要について ②計画骨子案について ●「五條市教育・保育のあり方検討委員会」の進捗状況について
	8月29日	五條高等学校生とのワークショップの実施
	12月16日	令和6年度 第2回 五條市子ども・子育て会議 ●第3期五條市子ども・子育て支援事業計画（案）について ●五條市 公私連携幼保連携型認定こども園 ～今後の認定こども園のあり方について～ ●五條市子育て支援センター「はっぴい」の今後について
	1月24日～ 2月25日	パブリックコメントの実施
	2月26日	令和6年度 第3回 五條市子ども・子育て会議 ●パブリックコメントの結果報告について ●第3期五條市子ども・子育て支援事業計画（案）について ●第3期五條市子ども・子育て支援事業計画概要版（案）について ●五條市 公私連携幼保連携型認定こども園 ～今後の認定こども園のあり方について～

第3期 五條市子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年 3月

企画編集：五條市 子ども・子育て会議 事務局